

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 2 年12月15日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 議案第59号 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第 2 議案第60号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について  
日程第 3 議案第61号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 4 議案第62号 愛西市火災予防条例の一部改正について  
日程第 5 議案第63号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について  
日程第 6 議案第64号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
日程第 7 議案第65号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定につ  
いて  
日程第 8 議案第66号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について  
日程第 9 議案第67号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について  
日程第10 議案第68号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について  
日程第11 議案第69号 令和 2 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）  
日程第12 議案第70号 令和 2 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第13 議案第71号 令和 2 年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第14 議案第72号 令和 2 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第15 委員会付託について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	石 崎 誠 子 君
3 番	佐 藤 信 男 君	4 番	竹 村 仁 司 君
5 番	高 松 幸 雄 君	6 番	吉 川 三 津 子 君
7 番	原 裕 司 君	8 番	近 藤 武 君
9 番	神 田 康 史 君	10 番	杉 村 義 仁 君
11 番	鬼 頭 勝 治 君	12 番	鷺 野 聰 明 君
13 番	島 田 浩 君	14 番	山 岡 幹 雄 君
15 番	大 宮 吉 満 君	16 番	加 藤 敏 彦 君
17 番	真 野 和 久 君	18 番	河 合 克 平 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	奥 田 哲 弘 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君	市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君
上下水道部長	三 輪 進 一 郎 君	消 防 長	横 井 利 幸 君
保険福祉部長	近 藤 幸 敏 君	健 康 子 ども 部 長	小 林 徹 男 君
生涯学習課長	伊 藤 静 君	ス ポ ー ツ 課 長	伊 藤 義 幸 君
総 務 課 長	鷺 尾 和 彦 君	企 業 誘 致 課 長	藤 澤 寿 章 君
財 政 課 長	人 見 英 樹 君	都 市 計 画 課 長	浅 野 浩 司 君
学校教育課長	猪 飼 政 和 君	産 業 振 興 課 長	横 井 誠 君
社会福祉課長	田 口 貴 敏 君	経 営 企 画 課 長	堀 田 毅 君
保険年金課長	後 藤 真 治 君	環 境 課 課 長 補 佐	佐 野 達 樹 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 野 敦 弘
書 記	丸 山 小百合	書 記	猪 飼 隆 善

---

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときは議長が注意することとなっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べるできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑については、事前に通告制を取っているため、通告書に基づき質疑を行い、また新型コロナウイルス感染症の観点から、議員側も理事者側も時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第59号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第1・議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

初めに、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

この改正の理由については、愛西市立田図書館の利用状況を考慮して廃止という趣旨が書かれておりました。そこで、利用状況の考慮について、数点お伺いしたいと思います。

まず最初に、ここ3年間の利用実績についてどうなっていたかということでございます。

2点目でございます。立田学区の生徒・児童が立田図書館以外の図書館も利用されておられると考えられますので、その分散されている状況についてお伺いしたいと思います。

3点目でございます。現在も利用されておられる児童・生徒の方もおられますので、廃止後、その方たちへの配慮はどのような形を計画されておるのかということ。

4点目、最後ですが、図書館管理については、利用者が少なくても運営費はそこそこかかっておったかと思っておりますので、現在の費用状況について、この4点まず質問させていただきます。よろしくお祈いします。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは順にお答えをさせていただきます。

まず1点目、過去3年間の利用状況でございます。貸出人数と貸出点数でお答えをさせていただきます。平成29年度105人、366点、平成30年度88人、322点、令和元年度81人、259点でございます。

2点目、立田地区の児童・生徒の他図書館への利用分散についてでございます。令和元年度、ゼロ歳から18歳の立田地区利用者の分布で、図書館への貸出人数と貸出冊数でお答えをさせていただきます。中央図書館472人、2,846冊、佐織図書館41人、329冊でございます。

3点目、廃止後への配慮でございます。学校や子育て支援センターなどには、団体貸出しで中央図書館の本を配達いたします。また、現在、八開で試行中の中央図書館の移動図書館車で立田地区への巡回が検討されております。

4点目、図書館の運営費用についてでございます。立田図書館の運営費用は、年間で図書システム賃借料、保守料、通信費、ライセンス料でおよそ40万円でございます。整理作業や蔵書点検などは生涯学習課の職員が行っております。以上でございます。

#### ○7番（原 裕司君）

ありがとうございます。

随分、立田図書館の利用状況がだんだん減ってきているような状況だというのが理解できるんですけども、やはり立田地区でこの図書館を利用されておられる方があります。先ほどの答弁の中にも移動図書館等の検討を始めているというようなお話があったと思いますが、この計画はどのような形でこの移動図書館を利用していくのか、回数等も分かればお答えいただきたいというふうに思います。以上です。

#### ○生涯学習課長（伊藤 静君）

移動図書館等の計画の内容でございますけれども、令和2年度は八開地区コミュニティセンターのほうで試行をされております。月2回の巡回でございます。12月にカード申請のみの巡回を行い、貸出しの巡回につきましては1月9日、23日の土曜日、午前10時から11時半を予定しております。令和3年度から立田地区の巡回を検討しております。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、4番・竹村仁司議員。

#### ○4番（竹村仁司君）

議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問をします。原議員と重なる部分は割愛をさせていただきます。

この廃止という結論に至る経緯、あるいは判断基準があればお伺いをします。また、地域住民の方の声はどうか、協議体などあれば具体的な声をお伺いします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

お答えをさせていただきます。

まずこの経緯でございます。立田図書館の利用がかなり少ないため、条例改正に至りました。今回の件につきましては、図書館協議会、社会教育審議会、教育委員会で御意見を伺いました。

その中で、立田地区の方は、住民意識として蔵書が多い佐屋や津島の図書館を使用する意識が強い、立田図書館は使っていないとの御意見がありました。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問いたします。

立田図書館の部屋の利用はどのように検討されているのかお伺いをしたいと思います。それから、図書館廃止によって、図書館と体育館のほうが指定管理になっておりますが、共に契約変更及び契約金額に影響が出ないのか、お伺いをしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず今後の利用の検討でございますが、まず現在ある1万7,000冊の蔵書を整理した後、今後の利活用については考えていきたいと思っております。

それから、指定管理と契約の関係でございますが、体育館、図書館とも、指定管理料、契約の変更はございません。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

先ほど、今後の利用の検討とは全くされていないということなのか、いまだ結論が出ていないのかということをしっかりお答えいただきたいのと、この図書室というのは、本を借りるといっても中高生の勉強の場とか学習の場に使われてきている経緯があります。その辺のところへの影響について、今後どう対策を取っていくのかお聞かせいただきたいのと、代替策として、子育て支援センターとか児童館に本の団体貸出しをしているということですが、立田の子育て支援センターにどれぐらいの貸出しがされているのか、お聞かせをいただきたい。ここの場所というのは、立田には子育て支援センターですので、場所的に中高生の居場所としての機能がなかなか果たせないということがあります。その辺、中高生のそういった居場所という面でどのような検討がされているのか、しっかりと答弁をお願いしたいと思います。

○生涯学習課長（伊藤 静君）

今後の利用でございますけれども、まだ今の段階では1万7,000冊ほど本がございます、そちらの蔵書のほうを整理した後に考えていくということで、現在どういったふうに使っていくかということはまだ決まっておりません。また、団体貸出しにつきましては、立田の団体は2団体、今貸出しがあるようなんですけれども、ちょっと数字につきましてはこちらに今持ち合わせておりませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

また、中高生の居場所ということなんですけれども、中央図書館のほうでは学習室のほうに利用にいらっしゃる方もお見受けするということでございます。立田図書館のほうの代わりになる居場所につきましては、今のところまだ考えてはおりません。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは、重複する点は除きながら質問をしたいと思います。

今回、立田図書館の利用状況に関して、利用が少なくなったということというのが廃止の理由になっていますが、その利用の少ない理由ですね、人口の問題もあるかもしれませんが、それだけじゃなくて利用の少ない理由についてお願いをします。

それから、今、蔵書のほうが1万7,000冊ほどあるという話がありました。これから整理をしていくということですが、この整理は指定管理者がやるのか、あるいは生涯学習課がやるのか、どういう形で今後整理をしていくのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、移動図書館は先ほど詳しくあったので、活用についてはこれから検討するという話ではありましたが、後どうするかということはやはりもうちょっと、基本的に早急にそういったことをきちっと検討しながら、廃止をするなら廃止をしていくことが必要だと思うので、後、何も考えずに取りあえず廃止というのはやはりよくないと思いますから、そうしたことで今後の検討については、いつ頃までにそうしたものを決めていくのかについてお尋ねをします。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず利用の少ない要因でございますが、立田図書館は蔵書が古く、少ないことが原因ではないかと考えております。

2点目、蔵書の扱いでございます。こちらにつきましては、生涯学習課のほうで小学校や児童館等、希望を募り、まず本の譲渡を考えております。その後、市民にリサイクル配布を考えております。

次に、今後の利用の具体的な検討でございます。蔵書をまず処分、それから中の本棚等、そういったものの整理がこれから4月以降発生してまいります。できるだけ早急に今後の具体的な活用を検討してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

蔵書に関しては小・中学校への寄贈、あるいは市民へのリサイクルという話がありましたが、立田図書館もやはり歴史がありますので、様々な寄贈された図書とか、そうしたものもかなりあると思うんですけれども、そうしたものも全て小・中学校への寄贈とかリサイクルということで、中央図書館のほうには持っていかないということなんでしょうか。

#### ○生涯学習課長（伊藤 静君）

寄贈図書につきましては、もう既に現在中央図書館のほうに移動しているものもございます。また、廃止が決まりました後に、まずは中央図書館、佐織図書館が立田図書館の中の本で必要な部分を譲り受けますので、その中に寄贈図書も入ることはあると思います。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第60号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・議案第60号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第60号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について質問をさせていただきます。

提案理由の中で、遺児手当の支給の特例を設けるための説明がありましたが、開始月に関する特例をなぜ設けなければならないのかお伺いいたします。

次に、この制度を利用してみえる人は何人お見えですか、またこの一部改正で該当しそうな人が見えるのかお伺いいたします。

○健康子ども部長（小林徹男君）

まず1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言の中、不要不急の外出自粛による認定申請の遅延が県内で発生しました。このため、県の遺児手当に特例を設ける改正が行われたことから、市の遺児手当でも同様の改正を行うものとなります。

2点目でございますが、対象者数は令和2年11月末現在で182名でございます。

3点目でございますが、市内で該当者は見えません。以上でございます。

○3番（佐藤信男君）

御答弁ありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

この制度の一部改正に対象となるのかならないかの判断は、何を根拠にして判断するのかお伺いいたします。

次に、この制度の一部改正により、具体的にどのようなになるのかお伺いいたします。

○健康子ども部長（小林徹男君）

まず、遅延理由を記入した申出書の内容が災害、その他やむを得ない理由に当てはまるかどうか、事実確認を行った上で判断することとなります。

2点目でございますが、例えば緊急事態宣言の発令のため、認定の申請月が遅くなった場合でも、緊急事態宣言解除後15日以内の申請であれば、支給要件に該当した月まで遡って受給できるようになります。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第60号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について質問をさせていただきますが、佐藤議員と重なるところは割愛させていただきます。

改正理由のところ、やむを得ない理由というのは具体的に何かというのを1つ。それから、遺児手当対象者は182人ということですが、対象にならない人数が分かれば教えてください。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

まず具体的に何かということですが、震災や風水害等の自然災害のほか、急病、交通事故、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛要請があった場合などが考えられます。先ほどの182人のうち、該当にならない方については20名でございます。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、私からも、議案第60号の遺児手当支給条例の一部改正について質問させていただきますが、重なるところは割愛はしますが、特例を設けることになったのは、新型コロナウイルス感染症に関わることだというお答えがありました。県の条例が改正されたことだということもありましたが、そのほかの理由としてのお話も、交通事故等で申請の日に間に合わない場合については遡りますよという話もありましたが、またその遅延理由についても書かれたことについて事情の確認をするという話もありました。

そこで質問ですが、その事情の確認について、職員が事実確認をするということもありましたが、誰にどのような事実確認をするのかというのが1点お聞きしたいところです。

あと、新型コロナウイルスについてが主な理由かと思いますが、例えばDV等についてそういう状況でなかなか申請が出せないとか、そういったことも含まれるのかどうか、確認をお願いします。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

先ほどの確認につきましては、申請者の本人に申出書の内容を確認させていただくということになります。あと、DVに関しては、それが本当にそうなのかというのは、やっぱり申出書に書かれた内容に基づいて確認すると、そのようなことになってこようかと思えます。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

河合議員、通告書に載ったやつを質問してくださいね、載っていませんでしたので。

**○18番（河合克平君）**

今、本人に確認をするというお話がありましたが、本人に確認するだけで、ほかの人に、民生委員さんに確認するとか、そういうことがなく、あくまでも本人に確認するというだけでいいのかどうかの確認と、あと再質問で、経過措置について書かれておりますけれども、その経過措置についての具体的な内容を少しお聞かせいただけますでしょうか。あと、あくまでも本人申告についての状況を信じるという運用でいいのかどうかをお願いします。

**○健康子ども部長（小林徹男君）**

先ほど申し上げたように、本人の申出書に基づいてこちらが確認をするということをお願い



したいと思います。

2点目の経過措置の関係でございますが、経過措置の1点目については、施行後の取扱いになります。2点目についてが新型コロナウイルス関係の場合で、4月10日に緊急事態宣言が出されてから、新型コロナウイルスに関係した状況であれば対象にしますと、そのような内容になっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第61号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

○2番（石崎誠子君）

それでは、議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について質問させていただきます。

今回の改正理由として、愛西市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険事業の財政運営の維持を図るため、保険税の算定における賦課方式を見直すものとあります。その背景には、平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化されたことにより、多くの市町村が3方式へ変更したことがあるものと考えますが、では今回の改定で資産割額を廃止して、所得割額を引き上げた理由をお聞かせください。また、被保険者均等割額と世帯別平等割額を据え置いた理由についてもお聞かせください。最後に、今回の税率改正で国民健康保険税は上がるのでしょうか。以上です。よろしく願いいたします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず1点目の資産割額の廃止と所得割額の引上げの理由でございます。資産割額を廃止する理由といたしましては、固定資産の所有が必ずしも担税力につながることはないこと、また被用者や後期高齢者医療など、ほかの保険制度には資産割がないことなどを踏まえまして、今回資産割を廃止することといたしました。また、所得割額を引き上げる理由といたしましては、資産割を廃止することにより課税額が減少することとなりますが、財政運営を維持するため、今回は同じ応能割であります所得割を引き上げて対応することとしたものでございます。

次に、2点目の均等割・平等割を据え置いた理由でございます。こちらにつきましては、被保険者均等割額、世帯別平等割額を引き上げることにつきましては、低所得者の方に対しましても一律に賦課額が増加することになることから、その影響も考慮したものでございます。

3点目の今回の税率改定の件でございます。今回の税率改定は、資産割の廃止による税の減少額を所得割に上乘せするものでございます。賦課総額を変えるものではございません。よって、賦課総額を変えないものであることですから、税額を引き上げるものではございません。以上でございます。

**○2番（石崎誠子君）**

御答弁ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

先ほどの御答弁で、低所得者層への配慮もされ、市の国民健康保険税額が上がるのではなく、横ばいになるよう税率を決められたということは分かりました。では、愛西市国民健康保険事業に関する協議会ではどのような御意見があったのか、また今後の国民健康保険の財政運営について、市はどのように考えているのかお聞かせください。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

国民健康保険事業に関する運営協議会の委員の方からは、今回の改正に当たっては、低所得者の方への税負担への配慮、また今後の改正に当たっても急激な保険税の引上げにならないよう求める御意見をいただきました。今年度以降、医療費の状況や被保険者の所得状況など、不確定要素が多く、国民健康保険の財政状況は予想ができにくくなる可能性がございます。そのため、市といたしましては、財政状況を注意深く見守り、持続可能な制度となるように、国民健康保険運営協議会の御意見をお聞きしながら、引き続き税率改正の検討を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

石崎議員が質問されましたので、1点だけほかに確認します。

今回の議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、先ほど愛西市国民健康保険運営協議会で協議された中で反対意見はなかったか、1点だけお尋ねいたします。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

愛西市国民健康保険事業に関する運営協議会におきましては、3回にわたり御審議をいただきましたが、反対御意見はございませんでした。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてお伺いをいたします。

全体の収支の影響については、昨日、加藤議員の一般質問で答弁があり、全体の収支は変わらないという答弁がありましたが、それで間違いないのか確認をさせていただきたいと思っております。

2番目の質問ですが、今回の改正で各階層への影響について、市としてどう評価されている

のか、そして持家の人と借家で暮らす人、生活保護ぎりぎりまで借家で暮らす人たちもいらっしゃるわけで、そういった方々のことはこの協議会の中で議論されなかったのか。かなり持家がある方は割に余裕のある生活ができる反面、借家だと家賃を払わなければいけないということで大変厳しい状況になるんですが、その辺についての議論はされなかったのかお伺いをしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず1点目の全体の収支の影響でございますが、資産割額を廃止することによる国民健康保険税の減収分を所得割額に上乘せをして賦課をするものでございますので、税率改定に伴う収支への影響はございません。

2点目の各階層への影響、それから持家、借家の方への影響の関係でございますが、所得割額の税率を引き上げいたしますので、所得割を有する方については、所得に応じて増額となります。その一方で、資産割額の算定基礎であります固定資産税を課されている方は減額されるということになります。先ほどの持家の関係、借家の関係につきましては、固定資産税が課されている持家の方については、国民健康保険税は抑えられることとなりますが、固定資産税を課税されていない借家の方については総体的に引き上げられるものになると考えております。

なお、運営協議会の関係につきましては、低所得者の方への配慮ということで御意見をいただいております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

今、御意見をいただいているということで、借家の方々について値上がりしてしまう傾向があることに対しては、どのような意見が出ていたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

運営協議会において、借家ということについての個別のことについては、特段御意見ということではなく、先ほどの低所得者層という関係で御意見をいただいたところでございます。以上でございます。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、議案第61号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について質問いたしますが、細かく制度の内容、今後どうなるかということについて確認しますのでお願いします。

まず、4方式から3方式に変更することについてですが、国保会計にとって収入については特に、費用面で差引きプラス・マイナス・ゼロになるので、会計としては変わらないよという話はありませんが、4方式が3方式になると支払う方の負担がいろいろと変わるかということもあると思っておりますので、メリットとデメリットについてまずお伺いします。

また、先ほどお話もありましたが、応能割、応益割といって能力に応じた形と利益を得る形の負担については、応能割と応益割の比率を変えずにそのように計算を立てたということでの

いのかどうかの確認です。

また、続いて細かくなりますが、国保加入世帯で前年度4方式程度と同様とするならば、負担増となる世帯の数、また被保険者の人数、また全体からすると増となる割合を教えてください。また、資産割が少なくなるので負担が減少する方の世帯数と被保険者数、そしてその割合について、細かいですがお伺いします。

また、その負担増と負担減となる世帯で、それぞれ増加する保険、今までは10万円だったのが20万になるとか30万になるとかという、そういう増加する保険税の最高の金額、また負担減となるのは、今まで80万円だったのが70万円になるとか80万円になるとかありますが、そういう負担が減少する保険税の最高の金額についてお伺いします。

あと、1人当たりの調定額といって、1人当たり保険料が幾らになるかというのは変化がないということ为先ほどお話がありましたので、それも変化がないのかお伺いします。調定額の推移、過去3年間ほどでいいので、その推移を教えてください。推移をお聞きした上で、改定される金額について、改定された後の調定額については、それと大きく変化がないのかお伺いします。

続いて、先ほど吉川議員もお話がありました、低所得者の方について、また借家にお住まいの方についての状況、大きな負担が増えるというふうに思われますが、そういった点では激変緩和の措置を行わないのかお伺いします。

あと、国民健康保険税については負担割合が多いという状況もありますので、負担割合を軽減するための繰入れということについては、市としての考えがあるかどうか教えてください。

最後に、軽減判定所得基準の見直しということで別途条例は改正されますが、その具体的な内容について、特に基礎控除についての金額が、税法改正がありましたのでその影響だけなのかどうか、その具体的な内容を教えてください。以上、お願いします。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の3方式によるメリット、デメリットの件でございます。メリットといたしましては、標準的な保険税の算定方式となることとでございます。また、デメリットといたしましては、賦課総額が所得額の影響を大きく受けることとなりますので、税収見込みが不安定となることとでございます。

2点目の応益割、応能割の比率でございます。こちらにつきましては、応能割の資産割額を同じ応能割の所得割額へ移行するものとございますので、比率に変更はございません。

次に、3点目の負担増の関係と負担減の世帯数、被保険者数の割合でございます。国保の世帯ごとの試算はいたしておりませんが、所得を有する方の約5,300世帯、約1万人で全体の約65%が増加をすることとなっております。また、資産割を有する約5,000世帯、約9,500名、全体の62%で資産割額が減少するということとなっております。

続きまして、4点目の負担増となる増額の最高はということとございますが、限度額超過世帯を除く被保険者では、最高で約13万円の増額となります。

次に、負担減となる減少の最高額でございますが、こちらも限度額超過世帯を除く被保険者

の最高額で約60万円の減少となります。

続きまして、6点目の1人当たりの調定額の推移でございます。調定額の推移は、平成30年度が9万4,464円、令和元年度が9万4,786円、令和2年度が9万4,935円となっており、微増となっております。

7点目の改定後の1人当たりの調定額の予測でございますが、令和2年度ベースで試算をいたしますと9万3,612円となります。

次に、8点目の激変緩和措置でございますが、3方式に改正することに対しまして、軽減などの激変緩和措置は考えておりません。

9点目の負担割合を軽減するための繰入れでございます。3方式に改正することに対する繰入れは行う予定はございません。

次に、10点目の軽減の判定所得基準の見直しの具体的内容でございますが、こちらは令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするため、軽減判定所得基準を見直すものでございます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

今回の内容については、今一端のところを述べてもらったところですが、大体65%の方が負担が増になると、6割以上の方がね。ということもお話がありました。そういう中で、特に激変緩和措置は考えていないということもありましたが、そういったこともやはり考えていくべきではないかというふうに思うわけですが、今のところ考えていないということですが、今後どうなのかということお伺いしたいと思います。

例えば年収で640万円の、議員は大体そのくらいですが、そうすると5万9,800円ぐらい上がるんですね。5万9,800円のうち、25%の固定資産税割がなくなるので、5万9,800円をとんとんにするためには、固定資産税が約23万9,000円を払っている人であればとんとんとなりますが、それ以下の人たちには全て増税になるという状況です。また、100万円の所得の人、年金生活者の方は1万3,000円ほど税金が上がりますが、固定資産税で5万2,000円以上払っていれば減税になりますが、5万2,000円以下の人は増税になると。また、先ほど吉川さんもお話があった固定資産を持っていない方については全て増税になるという状況で、過半数以上の方が増税になるという状況を今回出されていますので、そういった点では激変緩和と負担割合の軽減をするための繰入れというのはやはり行っていくべきだと思いますので、その考えについて再度お伺いをしたいと思います。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず激変緩和の関係でございますが、今回の改定に伴いまして、国民健康保険税が増額となる世帯でありましても、所得に応じて御負担をいただいていることでございますので、担税力はあるものと理解しておりますので、特段考えておりません。

また、繰入れにつきましても、今回の改定については、資産割から所得割への移行というものでございますので、繰入れについては考えてございません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第62号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第4・議案第62号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第62号：愛西市火災予防条例の一部改正で質問いたします。

資料2で質問いたします。急速充電設備とはどのようなものかについてお尋ねをいたします。それから、上限200キロワットの充電設備と50キロワットの充電設備は何が違うのかについてお尋ねをいたします。

○消防長（横井利幸君）

急速充電設備につきましては、電気自動車などに短時間で充電する設備でございます。

次に、上限200キロワットの充電設備でございますが、50キロワットの設備と比較しますと、高出力で充電するため、火災予防上必要とされる充電コネクターや充電ケーブルの安全対策や温度異常での停止機能が追加されております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

再質問いたします。

急速充電設備は愛西市内にはあるのかどうか、何か所あるのか、あるとしたらどこにあるのかについてお尋ねをいたします。

○消防長（横井利幸君）

急速充電設備の設置状況でございます。市内には2か所設置されております。また、設置場所ですが、立田ふれあいの里、ミニストップ東海大橋店に設置をされております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第63号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第5・議案第63号：愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第64号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第64号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第64号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について質問いたします。

今回の指定管理では、運営で新たな取組とか変更点があれば教えてください。この市江地区の管理者の常駐は常にされるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それからあと、選定委員に関しまして、委員長に豊橋技術科学大学の先生も入っていらっしゃるわけですが、それぞれの委員にどんな得意分野を生かしていただくということで選定委員を決めたのか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず1点目、運営で変わったことですが、大きな変更はありませんでした。地域住民の親睦及び集団活動の場となる身近な施設として、持続可能な施設運営を目指す取組の内容でございました。

続きまして、常駐についてでございますが、管理人は平日の9時から17時まで常駐をしております。

3点目のそれぞれの委員をどのように決めたのかということで、ほかの委員につきましては、地域づくりの観点からどうかということで、そういった内容を検討していただくために選定をさせていただきました。あと、持続可能な収支計画を行えるかにつきましては税理士の方、社会教育という観点から、民生委員にはそういった観点から委員に選任をさせていただきました。あと、総代表の方につきましては地域住民としてどうかという点、あと健康づくりの方につ

きましては利用者代表の立場としてどうか、様々な視点から総合的な審査をいただける委員を選定させていただきました。以上です。

○6番（吉川三津子君）

それでは、この選定委員の方々から、その得意分野を生かしてどのような御意見をいただいたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

募集要項の内容を遂行できるよう、堅実な提案となっている、日常的に利用がなされており、地域に開かれた施設である、協議会の中に自主防災連合会が組織され、地域防災の向上の期待ができるというような意見をいただきました。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

それでは質問します。

まず最初に、今回の指定管理に関してですけれども、当然、コミュニティセンターなので地元管理ということで、公募とかは行わないわけですが、指定管理の評価の中で500点満点で324点、7割に満たないということで、これはどうしても指定管理が地元ということもあって、様々ないろんな制約もあるということもあると思うんですけれども、そうした点も含めて、どういった点がやはり課題になっていくのか、その辺の点数の、なかなかそこが上がらない理由というのについてお尋ねをしたいと思います。

それから、今回、新たな変更点はないということではありますが、災害時の避難場所、緊急避難所になり、また避難所にもなるようなコミュニティセンターですので、当然、そういった状況のときには一定協定を結んで、地元の人にもどう対応してもらうのか、地元の人というか、あそこの指定管理者にどう対応してもらうのかというのが絶対に必要だと思うんですけれども、そうしたことについて、やはり今後しっかりと協定を結んでいく必要があると思うんですが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

特に、この間でいえば、防災関係の質問をしたときに、自主避難等の対応についてコミュニティセンター等で対応とか、お願いをすることも検討していくということもありました。そうなってくると、やはりそうした協定でしっかりうたっておくことが必要になってくると思うんですよね。そうしないと、なかなか地元として勝手にやれないので、判断して。そういったことも含めて、どういうふうにしていくのかについてお尋ねをします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず点数についてでございますが、地域の拠点として持続可能な運営を主眼とした提案となっているため、新たな提案や斬新性を感じにくかったためだと思っています。

次に、緊急避難場所、避難所に指定されているが、活用する場合の対応は協定書に入っているかにつきましては、コミュニティセンターが緊急避難場所や避難所となった場合、原則、市の職員が対応することとなっていますが、管理人の在館時間内においては協力をいただくこと



となっている内容になっております。

次に、自主避難場所としての活用ということで、自主避難場所として地域の防災会連合会が利用する場合には、別途、施設管理者と地域の自主防災会連合会で覚書等を結び、自主避難者の受入れ時に施設を提供するなど、協力をしていただくこととなっています。以上です。

○17番（真野和久君）

なかなか維持管理が中心になっていて、新たないろんな企画や何かはやっぱり出しにくいということが点数の低さになっているということは分かりました。

先ほどの避難所の問題と、それから自主避難に関してですけれども、これに関しては、今説明がありましたけれども、協定書の中にはなくても覚書等でしっかりとした文書なんかが交わしてあるのかについて確認だけさせていただきます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

しっかりと覚書で交わす予定となっております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第65号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第65号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第65号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について、お伺いをいたします。

2つ一緒に通告をしてしまいましたので同じ質問になりますが、この永和地区のコミュニティセンターの運営において変わることはないのかという通告を出しております。仕様書においても、全く新しい取組の提案等を市のほうからしていないのか、その辺もきちんと答弁をいただきたいと思います。

それから、管理人の常駐、永和のほうはずっと常駐されていなかったんですけれども、今後、管理人の常駐はどうなっていくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、それぞれ選定委員のほうからどのような御意見、そして課題も含めてどのような意見が出たのかお聞かせいただきたいと思います。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

私どもの提案とさせていただきましたのは、実質、人件費の関係で出ている方が見えました

ので、そちらのほうも今回の指定管理料に反映をさせていただいたことが変わった点となります。

管理人の常駐については、先ほどと同じ、平日9時から17時までの常駐となっております。

委員からの意見につきましては、これまでの経緯を踏まえて、募集内容をしっかり遂行できるような堅実な提案となっていると、利用料金収入も高く、多くの方に利用される施設となっているという御意見等がございました。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

もう一度、今説明を受けた仕様書の中で人件費云々というお話をもう少し詳しくお聞かせいただきたいのと、人件費等をアップして仕様書を出されたのか、もう少し人件費のことについて説明いただきたいと思います。

それから、管理人の常駐は改善されて、常に9時から17時、館のほうに常駐されるように変わったのか、その辺をもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それからあと、仕様書のお話をさせていただいたんですけれども、高齢者福祉とかいろんな部分で、コミュニティセンターを使った居場所づくりとか、場所がないからということでのいろんな事業ができない背景があります。この仕様書をつくる段階で、いろんな他部署等の意見を聞き、コミュニティセンターの活用の仕方について、他の部署と協議をしてこの仕様書を作成したのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

先ほどの人件費の関係でございますが、人件費につきましては、会長さん等が常駐をしていただいておりますので、そういったときについては、やはり時間外手当をお支払いするという事で、金額的には50万円ほど指定管理料のほうに上げております。以上です。

もう一点、常駐に関しましては変更はございません。

次に、他部署からの意見ということでございますが、特に他部署からの意見はございません。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○16番（加藤敏彦君）

議案第65号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてお尋ねいたします。

選定審査結果の点数が326点ということで低いように思いますが、理由についてお尋ねをいたします。また、指定管理であります、業務委託のほうがいいのではないかとこのように思っておりますが、この指定管理について意見は出ていないのかお尋ねいたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

選定結果の点数についてでございますが、地域の拠点として持続可能な運営を主眼とした提案となっているため、民間事業者に比べ、新たな提案や斬新性を感じにくかったためだと思っております。

もう一点、指定管理の業務委託についてでございますが、そういった意見はいただいております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

点数については、5項目でそれぞれ配点がありますが、各項目ごとの点数を教えてくださいたいんですが、それからあと、意見はなかったということなのでお願いします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

項目につきまして、平等利用については32点、施設の効果については68点、経費削減については96点、管理については96点、その他34点でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

申し訳ない、暫時休憩とさせていただきます。

午前10時30分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

議案第59号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、吉川議員からの質疑に対する答弁が生涯学習課長からあるそうですので許可をします。

○生涯学習課長（伊藤 静君）

先ほどの議案第59号の吉川議員の質疑についてお答えをいたします。

立田地区の団体、令和元年度の利用状況でございますが、利用団体といたしましては、立田北部小、立田北部子育て支援センター、あいさいわかばの3団体でございます。年10回から11回ぐらいの利用ございまして、利用冊数は合計で1,681冊でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、市民協働部長より答弁お願いいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

先ほど、吉川議員の質問で他部署の意見はということでございますが、連絡調整会議にて他部署の意見等を取り入れて協議しております。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第66号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第8・議案第66号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

議案第66号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

ほかのところでは、大学等の専門家を入れての選定委員会が設置されておりますが、この公民館においては地元の方々による選定になっております。その理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

永和地区公民館の選定委員には、外部有識者として税理士、学識経験者が含まれております。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

しかし、こういった公民館運営の専門家という方については外部から入ってきていないと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○生涯学習課長（伊藤 静君）**

この中に社会教育委員のほうから1名委員が入っております。社会教育委員というのは公民館に詳しい者でございますので、そちらの意見を伺っております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

それでは質問をします。

前回では、永和地区の公民館が指定管理になるということで、公民館なんで当然公民館事業をやっていかなければならないということがありますが、この4年間、この間、公民館事業についてはどのようなことがシルバー人材センターによって行われてきたのかについてを1点目。

それから2点目として、当然、この公民館も緊急避難場所、避難所に指定されているわけですが、そうした活用をする場合の対応について、これに関しても指定管理の協定の中に入っているのか、または覚書なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

2年間の永和地区公民館での開催講座の講座名と参加人数でお答えをさせていただきます。

平成30年度、障子張替え講座10名、マカロニリース教室14名、はじめてのスマホ教室14名、おいしい日本茶講座8名、令和元年度、気持ちが伝わる手書き文字1で4名、気持ちが伝わる手書き文字2で4名、終活講座で10名、親子で楽しむ抹茶アートで15名、以上でございます。

2点目の質問でございます。業務仕様書の危機管理に関する事項に、災害等で避難所としての使用の申請があった場合は、愛西市地域防災計画に基づき速やかに市の指示を仰ぎ、必要な管理・対応を行うこととなっております。以上でございます。

**○17番（真野和久君）**

再質問ですけれども、いわゆる講座がメインになっているわけですが、社会教育における例えば講演会とか、そうしたようなものも行われぬのか。こういったことについては関心がないのかについてお尋ねします。

それから、防災関係ですけれども、仕様書で地域防災計画に基づいて協力するというふうになってはいますが、具体的にどういうふうに対応するのかということがやはり重要だと思っております。

ので、そうしたことについては確認がされているのかどうかについてお尋ねします。

○生涯学習課長（伊藤 静君）

講座以外のということですが、講演会などとなりますとなかなか難しいことになってまいりますので、まずは講座からということで、現在は講座をいろいろ開催している状況でございます。

また、防災に関する仕様書で、避難所として申請があった場合は、市の指示を仰ぎ、管理・対応ということですが、その時間内にこちらの部屋で避難をしていただくとか、そういった細かいことに関しましては一応打合せ等は行っております。また、最近ですと、コロナ対策などは、危機管理課のほうから説明を受けているところでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第67号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第67号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・近藤武議員、どうぞ。

○8番（近藤 武君）

それでは、議案第67号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について質問させていただきます。

こちらは、申請団体が2団体となっておりますが、もう一方の団体はどのような団体なのか、また選定審査結果の差はどのようになっているのか、また現在まで技研サービスさんにも指定管理を受けていただいておりますが、業務などの改善、市や市民の要望に対して何か取られたことがあるのかお伺いいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

申請団体、1社は株式会社技研サービスでございますが、もう一団体については御答弁を差し控えさせていただきます。

選定審査結果の差についてでございます。1点目として、応募者の経営基盤及びこれまでの指定管理実績、2点目として事業実施体制、3点目として事業収支計画において株式会社技研サービスが高く評価されたものと考えております。

3点目、業務などの改善点でございます。市からの要望につきましては、平日の午後のスポーツ施設の利用率向上の改善策として、令和元年度はかけっこ教室、フットサル教室を行いました。市民からの要望につきましては、佐織体育館のトレーニング室のトレーニング機器の充

実を図っております。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

それでは再質問させていただきますが、現在、先ほど申しました共同体で運営されておりますが、今回はなぜ単独での申請に至ったのか、また先ほど内容の差はお聞きしましたが、点数としてはどれぐらいの状況だったのかお願いいたします。

**○スポーツ課長（伊藤義幸君）**

まず単独での申請であることにつきましては、双方協議した結果、株式会社技研サービスで単独で業務を遂行できるということとなり、岩間造園が担っていた部分は、株式会社技研サービスにて対応する予定と聞いております。

また、選定審査の結果点数につきましては、株式会社技研サービスにつきましては、配点750点中655.5点、またもう一つの団体につきましては591.5点となっております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○14番（山岡幹雄君）**

議案第67号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定につきまして質問させていただきます。

総括理由で施設の管理運営を的確に実施する能力を備えているとあるが、職員の雇用体制の評価はどのようになっているかお尋ねいたします。あと、この5年間で途中退職者は何名見えるかお尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

選定委員より職員の雇用体制についての評価について、高齢者、女性、障害者と様々な人材を雇用するというような社会的な要請についても、しっかり検討されているという御意見がございました。

5年間の途中退職者、総数で正規職員が12名、臨時職員、いわゆるパートが22名でございます。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

今の回答ですと、従業員12名の方と、あとパート20名の方が途中で退職されたということですが、どういう理由で、退職を志願されたのか、また技研がこちらの数名の方を退職させたのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

**○スポーツ課長（伊藤義幸君）**

退職の理由ということでございますが、退職の理由につきましては、基本的には自己都合というのが多いと聞いております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第67号：愛西市スポーツ等の指定管理者の指定についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、技研と岩間の愛西共同体であったのが技研一本になったということの質問がありました。今後、外の整備とか、造園の会社ですので、その部分というのは委託等になっていくのか。今までの関係から岩間造園さんに委託をしていくのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

そして今回、弁護士さんがこの選定委員に含まれています。この審査に当たって弁護士のチェックポイント、どんなことを期待して弁護士さんを含めたのか、どんなことを審査してほしいと期待して入れたのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず1点目です。岩間造園が担っていた部分は株式会社技研サービスにて対応する予定と聞いております。

2点目、弁護士を選定委員に入れて期待した点でございます。関係法令等を遵守しているかどうかを審査してもらうことを期待し、選定をいたしました。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

もうちょっと詳しくお聞きしたいなと思ったんですけども。技研さんが造園業をしているわけではありませぬので、その部分について外部委託をするのか、それで今までの岩間造園さんの関係もあるので、委託という形で関係を維持して管理をしていくのか、その点、確認をさせていただきたいと思います。

それから、弁護士が含まれるということで、関係法令遵守とおっしゃいましたけれども、どのような法令遵守について審査をしていただこうと思ったのか、その点についてと、この弁護士さんの御意見、どのようなものが出たのかお伺いをしたいと思います。

#### ○スポーツ課長（伊藤義幸君）

まず、今まで岩間造園が担っていた部分につきましては、主にグラウンドの整備等を行っておいりましたので、この部分につきましては、必要に応じて岩間造園に委託業務を出したり、またシルバーがやっております業務もございまして、その辺はシルバーにお願いするようなことになるかと思っております。

また、弁護士につきまして、主な法令としまして地方自治法、労働基準法、あと個人情報の保護に関する法律、都市計画法等が該当しますので、その辺に関して審査いただきました。あと、審査した法令への意見につきましては、内容につきましては特に問題がなかったもので意見はございませんでした。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、議案第67号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について質問をいたします。

まず初めに選定委員について、弁護士さんのお話もありましたが、そのほかの5人の選定委員についてはどのような基準で任命をされたかということがまず1点お願いします。

続いて仕様書についてですが、例年とまた新たな5年ということを経るわけですので、仕様書で変更となった点があるのであればお伺いします。

そして、申請団体についての名前、2団体あるということですが、1団体は技研さんと分かりましたが、もう一団体についても教えてください。

あと、申請団体についてはどこが本社で、資本金がどのくらいで、指定管理の施設の他の実績についても、申請団体については教えてください。

あと、指定管理費用についてですが、市が示した上限の金額と申請団体それぞれの提示の金額もお伺いします。

続いて、災害時については、先ほどから他の指定管理のところでも問題になっていますが、災害時はどのような運用をされていくのか、どうするのかについて、申請団体のほうからどのような提案等があったのか。仕様書の中には細かく結構書いてありますので、それについてはどのような提案があったのか教えてください。

また、申請団体については、従来にない新しい提案があったのだと思いますが、従来にない新しい提案がもしあれば教えてください。

あと、共同企業体で行っていたことについては今いろいろとありましたのでこれは割愛をします。

あと、候補者について、技研サービスさんについての財務状況についてはどのような状況なのか教えてください。

最後に、審査結果については点数がかなり高得点であるというふうに考えられますが、点数が低かった項目については、どのような項目が点数が低かったのか、またその点数が低くなった理由についてお伺いします。以上、お願いします。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

それでは順次お答えをさせていただきます。

1点目、選定委員の基準でございます。公平性を確保し、専門的な知見、広い視野からの評価選定を行うため、調整会議委員の審議を経て、教育委員会において選任、決定をしております。

2点目、仕様書の中で変更になった点でございます。前回は、管理施設に佐屋プールの記載がございましたが、廃止されたため、今回は除かれております。

3点目、申請団体の内容等でございます。もう一社につきましては議会での答弁は控えさせていただきます。あくまで技研サービスについてお答えをさせていただきます。申請団体の名称は株式会社技研サービスでございます。本社住所、岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、資本金は1,725万6,000円、指定管理施設の実績は現在6府県、64物件で、主な施設は豊田市平戸橋いこいの広場、平戸橋公園、大口町健康文化センター、多治見市総合体育館、海津市平田リバーサイドプラザなどがございます。

次に、指定管理費用の上限額と提示額でございます。指定管理料の上限額は1億5,262万円、提示額は1億5,261万円でございます。もう一社についての答弁は控えさせていただきます。



ます。

次に、災害時の運用についての提案でございます。災害等が発生した際は、会社を挙げて人命救助や災害の救援、避難誘導等に災害対策本部の指示の下、活動する、当社の指定管理物件が広域に点在していることを活用し、被災時の広域相互協力体制を確立するという提案がございました。

次に、従来にない新しい提案でございます。運営方針の柱の一つとして、子供の体力向上を目指してを意識した事業を組み入れるという提案がございました。

次に、候補者の財務状況でございます。選定委員の方より、長年の実績もあり経営基盤がしっかりしているという意見をいただいております。

審査結果で高得点になったもの、低かった項目とその理由でございますが、点数の低かった項目はスポーツ教室等の自主事業計画となります。その理由は、委員より、もう一社の提案のほうが少し優れていたという意見があったためと考えております。以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

では、再質問いたしますが、選定委員会の委員については、公平性の確保という話もありましたが、それぞれの5人について、なぜ選定が行われたかの具体的な基準、理由について、弁護士さんについてはその話がありましたが、そのほかの4人について詳細をお伺いします。

また、申請団体について答弁を控えさせていただくということでお話がありましたが、申請団体の答弁が控えられる具体的理由についてお伺いします。過去についても申請団体については議会の中で答弁がありましたので、そういった点で何か変わったのかどうかも併せて教えてください。

なぜそういうことを聞くかということ、選定を信じないわけではないんですけれども、申請者がどういったものかというのを客観的に私たち議会として審査をする必要があるんじゃないかと、どこと比べて技研さんがよかったのかということが分かるような具体的なものがないと、私たちがこの審査について賛成なのか反対なのかということが分からないということにもつながりますので、教えていただけるのが普通ではないかと思って聞いております。

あと、申請団体の提示額についても、技研さんというと99.何%ということ提示額がありますが、もう一社についてはそうではなかったのかについては、やはり議会で審査をするためには必要だということをお考えしますので、その金額についても教えてください。

あと、災害時の運用についての提案については、いろいろと協力をしていただけるということがありますが、愛西市の職員についてはBCPということで事業継続計画というのをつくっていますが、今回の技研さんについては特に広域になりますので、様々なところであります。全域になりますので、そういった点ではどこでどのような対応を取っていくのかということ、当然考えていただかなくてはならないし、そういった計画も併せてつくっていく必要があると思います。そのことについては具体的な提案があったのか教えてください。

あと、財務状況についてですが、経営状況はいいよということでお話がありましたが、決算審査等を見に行けばいいんですけれども、赤字ではないと思いますが、黒字であれば、前年度

の利益剰余金や利益について分ければ教えてください。以上、お願いします。

○スポーツ課長（伊藤義幸君）

そうしましたら順次お答えさせていただきます。

まず選定委員につきまして、大学教授につきましては、こちらは専門分野が運動老年学ということで、専門的な知見、広い視野からの評価、選定を行っていただくために選んでおります。あと、税理士につきましては財務状況等の確認です。あと、スポーツ協会の団体の代表としまして、当該施設の運営等に関して知識を有するという事で選定委員に入っております。あと、利用者の代表として、利用クラブの代表の方が選定委員に入っております。

続きまして、申請団体を控えさせていただいている理由につきまして、今回の議案につきましては、指定管理者の指定を見ていただくということで、今回のこの指定管理の候補者が適しているかということ判断していただくということで、1社、候補者のみとさせていただいております。提示額につきましても同じでございます。

あと、業務継続計画におきまして、技研サービスは指定管理はどのような計画があるかということでございます。こちらは、指定管理者のマニュアルが作成されておまして、その中で対応ができることになっておりますが、基本的には職員が対応しますので、職務として体育施設の応急復旧、安全確認などがございしますが、協力連携を図りながら迅速な対応を行っていくということになっております。

あと財務状況、財務基盤につきましては、令和元年度におきまして、株式会社技研サービス単体で約25.6億円の売上高を有し、4期連続営業黒字の企業で、キャッシュフローも現預金約3.5億円を有しております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第68号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第68号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第68号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について質問させていただきます。

まず1点目でございますが、指定管理者認定委員会で5名の委員の方から構成されております。その中で、役職として研修トレーナーという職種がございます。この内容とその選定理由についてお答えいただきたいと思っております。

それと、選定理由の中で、あいさい市総合斎苑管理グループは、近隣自治体の斎場業務を多く受託というふうにありますので、その近隣自治体名と、あと全国展開も含めてされておられるみたいですので、全国の受託件数をお願いしたいと思っております。また、多くの人材確保とありますが、職員数はどれぐらいあるのかお答えいただきたいと思っております。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず、研修トレーナーの委員を選任した理由についてでございますが、遺族心情を配慮した業務を適切に行えるよう、接遇の観点から当市をはじめ多くの自治体にて接遇マナー講師をしている研修トレーナーを選定させていただきました。

次に、近隣自治体、また全国での受託件数についてでございますが、愛知県内では半田市、三重県では桑名市、四日市市、鈴鹿市などとなっており、全国では41自治体、51施設の斎場業務を受託しています。

あと、職員数についてでございますが、全体で1,294名の社員がおります。以上です。

○7番（原 裕司君）

それでは再質問させていただきます。

特殊な事業ですので、この職員の資格制度というものがあるのかないのか、その辺、1点だけ確認させていただきたいと思っております。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

防火管理者と危険物取扱者乙種4類は法令で定められており、常勤配置をしております。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

それでは、議案第68号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について質問させていただきます。

先ほど、選定委員について弁護士の方も質問させていただいたんですが、墓地埋葬法以外にどのような着眼点を期待してこの弁護士さんを入れられたのか、どのようなチェックというか審査をしていたのか、御意見があったらお聞かせをいただきたいと思っております。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

墓地埋葬法のほかにでは、個人情報保護法、労働基準法などがございます。あと、審査した法令に対する意見の内容につきましては特に意見はございませんでした。以上です。

○6番（吉川三津子君）

もう1名、研修トレーナーという方がいらっしゃいます。この研修トレーナーという方はどこの所属なのか、何か団体等の所属なのか、どこかの会社に所属しているのか、その辺のところはどうなのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○環境課課長補佐（佐野達樹君）

研修トレーナーについては、株式会社アビリティープロデュースという会社の講師をされておる先生でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第68号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について、選定委員について、今弁護士、民生委員、研修トレーナーについてお尋ねしますが、弁護士と研修トレーナーについては答弁がありましたので、民生委員が選定委員になった経緯についてお尋ねをいたします。

それから次に、あいさい市総合斎苑管理グループの構成はどのようになっているのでしょうか。今回、申請団体が1つで競争がないことについての見解についてお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

民生委員さんの選定につきましては、地域福祉に一番身近な立場である観点から選定をさせていただきました。

次に、管理グループの構成でございます。イーグス・グループ有限責任事業組合と三和テクノ株式会社の共同企業体となっております。

次に、1社で競争がなかったことについてでございますが、委員の評価点数の合計が390点となり、満点の78%の採点を受けているため、競争がなくとも総合斎苑の管理運営を実施する能力を有する指定管理者の候補が選定できたと思っています。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

申請団体が1つで競争がないということではありますが、それが独占につながってはいけないし、やっぱり予算の効率的な運営というか削減につながるということですが、優秀だということは点数で分かりますが、それが費用面についてはどのように反映されているのか、予定の額の上限とか、また提示額は幾らであったのかについてお尋ねをいたします。

それから、指定管理の条件の変更があったと思いますが、それについてもお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず管理料でございますが、指定管理料の上限額は3,940万円、提案額につきましては5年総額で1億9,187万3,000円となっております。

続いて、変更につきましては、2つの応募資格を見直しさせていただきました。1点目は、愛知県内に事業を有する団体の条件を追加いたしました。総合斎苑は大規模災害時に遺体安置所となる施設のため、その迅速な体制整備を可能とするためでございます。2点目についまし

ては、3年以上の火葬業務実績を火葬場施設の指定管理者実績に条件を変更させていただきました。火葬業務だけではなく、火葬場施設全体の管理運営に関する指定管理者としての民間のノウハウを期待するものでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩を取らせていただきます。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第69号（質疑）

○議長（島田 浩君）

日程第11・議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）につきまして質問させていただきます。

15ページ、16ページ、2款総務費、6項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、9目の新しい生活様式対応事業の中の17節備品購入費で、リモート費用のことについてお伺いしたいと思います。

新たにリモート専用のパソコンを50台整備いたしまして、職員が自宅からのパソコン操作で在宅勤務が可能になるというような内容だったと思います。そこで、各部署への50台の配置台数の計画がどのようになっているか、そして自宅から遠隔操作という形で操作いたしますので、職員個人の認証のパスワードを使用することになるんですけども、このパスワードにつきまして全職員に割り当てられているものなのかどうか、そして当然セキュリティーの関係もございますので、アクセスの履歴の管理であるとか、そういったことについて3点ほど質問させていただきます。以上です。

○総務部長（奥田哲弘君）

まずもって、この事業の趣旨は、窓口対応などを必要としない、会議室や他の施設でも行え

る業務をリモートワーク専用のパソコン等の機器を用いて、サテライトオフィスの運用をまず行うためのものがございます。それで、まず1点目の各署の配置でございますが、感染拡大の防止が必要となった場合にその都度調整をいたしますが、通常時は各特別職1台、各課の人数に応じて1台から2台の配備を計画しております。

次に、パスワードでございますが、遠隔操作するためのパスワードは既に全職員が持っております。また、アクセス履歴でございますが、当然、資産管理ソフトで厳重に管理をしているところでございます。以上です。

#### ○7番（原 裕司君）

それでは再質問させていただきたいと思います。

全職員がパスワードを持って、部署ごとでアクセスの関係の管理をするということだと思います。当然、職員は異動をいたしますので、その異動に対して部署が替わるわけですね。そういったときのアクセス、パスワードの変更であるとか、そういった管理はどのようにされているのかと、それともう一つ、退職された後、このパスワードというのはどのように管理をしておられるのかということ、この2点お願いいたしますと思います。

#### ○総務課長（鷺尾和彦君）

部署の変更があった場合のパスワードの変更はという御質問でございますが、部署に異動があった職員につきましては、特にパスワードの変更は行わせておりませんが、定期的に今現在も各職員が変更するよう指導しております。また、課ごとにサーバーのほうを管理しておりますので、異動があれば、異動前の課のサーバーにはアクセスができないよう総務課のほうで管理を厳重にしております。

続きまして、退職後のパスワードの管理はという御質問でございますが、退職した職員のIDそのものを削除しますので、退職した後についてはそのパスワード、IDについては使えないということでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、3番・佐藤信男議員、どうぞ。

#### ○3番（佐藤信男君）

それでは、議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について質問をさせていただきます。

21ページ、22ページのほうをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料のうち、測量設計等の委託料290万4,000円、調査査定委託料338万8,000円が計上されておりますが、どのような内容のものなのかについてお伺いたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

測量設計等委託料と調査委託料は、県道あま・愛西線と市道12号線との交差点における隅切り用地として買収するために計上した経費でございます。交通量の集中が予想される南河田交差点における車両の安全な交差点進入の実現や、歩行者が市道を横断する際に、安全面で有効

的に機能する歩行者だまりの確保が必要であると考え、市道の隅切り部分の改良設計を行い、必要となる用地の買収ラインを確定するものです。また、用地を買収するに当たり、補償する建物等の調査算定を委託することによって補償費用を算定するものでございます。以上です。

**○3番（佐藤信男君）**

御答弁ありがとうございます。

では、再質問のほうをさせていただきます。

県道あま・愛西線との交差部分における市道12号線隅切り整備であれば、県道交差点改良事業といった県道の管理者との調整はどのようになっているのかお伺いいたします。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

県道管理者との調整はということでございますが、県が交差点改良を行う場合には、市道の隅切り整備にとどまらず、県道に新たな右折帯を設置する県道拡幅事業になると聞いております。この県道拡幅事業に着手する時期については、県道拡幅の延長が200メートル以上にも及び、地権者も増え、その対応には時間を要することが予測されております。本市では、地域の実情に応じた取組として、市道12号線を横断する歩行者を守るための対策を早期に実現させることが喫緊の課題であるという認識から、市として速やかに市道の隅切り整備を進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、4番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○4番（竹村仁司君）**

議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について質問します。

2点お伺いします。

初めに、予算書11ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費、ふるさと応援寄附金支援委託料、補正予算の概要では、ふるさと応援寄附金額の上方修正に伴いとありますが、当初の予定をどのくらい上回ったのかお伺いします。また、その要因をどのように分析しているのかも併せてお伺いします。

2点目に、予算書21ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、先ほど佐藤議員からもありましたが、少しお伺いします。この市道の隅切り整備には、計画の段階から多くの労力がかかっていたと思います。今回、新設改良に至った経緯をお伺いします。

**○総務部長（奥田哲弘君）**

まず1点目のふるさと応援寄附金の関係でございますが、今年度は当初900万円ほどを見込んでおりましたが、11月末現在で1,652万円と対前年比約3倍の寄附があり、年度末では当初予定額を1,600万円上回る2,500万円ほどを見込んでおります。

また、その要因といたしましては、返礼品の拡充に伴う選択肢の増加、また納税サイトを従来の1サイトから3つのサイトに増やしたことが主な要因と分析をしております。以上です。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

道路新設改良の件ですけれども、平成26年度から地権者と用地買収交渉を粘り強く続けてま

いりました。今年度に入って、南河田工業団地での全容が見えてきた中で、地権者に対しては、車両の増加が懸念されていることから、将来にわたる住民の道路安全対策を図るための市道12号線隅切り整備の必要性を粘り強く説明してきました。こうした説明の積み重ねにより、地権者からは、市道整備の実現が事故防止対策として最も重要であることの理解を得られたことから、今後は速やかに事業が進捗するよう業務に取り組んでいくものでございます。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

少し再質問をします。

初めに、ふるさと応援寄附金の委託料の計上ですが、今回の上方修正を踏まえて、具体的にどのようなことを委託するのかお伺いします。

次に、道路新設改良で、今後の予定として予算が認められた場合、どのような工程で進められていくのか、また完了予定が分かれば併せてお伺いします。

**○財政課長（人見英樹君）**

私からは、寄附金額の上方修正を踏まえた委託内容について答弁申し上げます。

この委託では、システム事務委託料として寄附金額の6%と、返礼品調達費及び送料として寄附金額のおよそ34%を合わせて支出しております。今回の補正は、寄附金額増加に伴うものですので、当初予算時から委託内容の変更はございません。以上です。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

今後の予定ということでございますが、今回の補正予算案を御承認いただければ、速やかに入札等を行い、委託業務を発注いたします。その後、令和3年3月をめどに、具体的に算定いたしました用地買収額及び物件補償額等を地権者へ御提示いたします。地権者との同意が調べば、速やかに契約の手続を行ってまいります。

それから、完了の時期ということでございますが、契約に基づきまして、土地の引渡しを整えれば、速やかに工事等の着手に入っていく予定でございます。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、2番・石崎誠子議員、どうぞ。

**○2番（石崎誠子君）**

それでは、議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について質問させていただきます。

補正予算書15、16ページ、2款9項9目の公開型地理情報システム構築委託料について、この事業の概要と目的をお聞かせください。

同じく2款9項9目のキャッシュレス決済サービスを開始するための予算について、キャッシュレス決済が導入されることのメリットと、それぞれどのくらいの利用率を見込まれているのかお聞かせください。また、窓口での手数料や市税等の納付手段にクレジットカードや電子マネーの導入も検討されたのかお聞かせください。

続いて、補正予算書17、18ページ、3款1項1目の生活困窮者自立支援事業委託料については、一時的に居場所を提供するための委託料とのことですが、失業等で急遽住居を失った方か



らの相談に対して、これまでどのように対応されてきたのか、対応できなかったケースはあるのか、また一時的な居場所とはどういった施設を考えているのかお聞かせください。

続いて、同じく3款1項1目の多言語音声通訳機器については、外国人相談者との意思疎通のためにこの機器を購入されるとのことですが、これまで外国人相談者にどのように対応してこられたのか、相談内容などもお聞かせください。また、どのような機器を購入予定か、対応言語数も併せてお聞かせください。以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

公開型地理情報システムの件でございます。

本事業は、公開型の地理情報システムを構築することで、インターネットを通じ、都市計画、農地、道路、水路、下水道施設に関する情報を広く提供する事業であります。オンラインで各種資料や情報を入手できる環境を提供することにより、土地に関する調査を行う方の利便性の向上、また市においても、職員の窓口等業務対応の時間が削減できることは、事務の効率化や新型コロナウイルスの感染拡大の予防にもつながるものと考えております。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、キャッシュレス決済サービスについてお答えさせていただきます。

まず導入のメリットということでございますが、キャッシュレス決済の導入につきましては、多様化する支払い手段への対応、あと納税・納付の機会の拡大、また現金の授受を避けることで、このコロナ禍において感染のリスクの低減がメリットとして考えられます。

次に、利用率でございます。利用率ですが、窓口手数料のキャッシュレス事業では全体の3%、納税・納付のスマートフォン決済では5%程度を見込んでおります。また、電子マネー券売機につきましては10%程度の利用を見込んでおります。窓口でのクレジットカードとかの検討ということでございますが、こちらについては導入に向けて検討していきたいと考えております。以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうから、まず1点目、生活困窮者の自立支援委託料について御答弁させていただきます。

これまでどのような対応をされてきたのかということでございますが、これまで無料低額宿泊所や寮付きの仕事などを御紹介しております。また、これまで対応できなかったということはありませんでした。

次に、一時的な居場所とはどういった施設かということでございますが、委託内容といたしましては、一時生活支援事業を実施するホテル等の施設と協定を結びまして、生活困窮者で住居を喪失し、その日に生活の場所がない方に対しまして、協定を結んだ施設で居室及び食事のサービスを提供していただきます。施設とは、愛知県取りまとめの生活困窮者一時生活支援事業協力旅館等リストを基に、協力ホテル等と協定を結びまして、その日の住居がない方に対しまして一時的な生活の場を提供いたします。

続きまして、多言語音声通訳機についてでございます。こちらは、これまでどのように対応

してきたかということですが、昨年まで外国人の相談は年1件程度で、相談者所有のスマートフォンの通訳アプリの利用や、相談者が日本語を話せる友人に通訳を頼み、同行して来庁されていました。また、愛知県国際交流協会では、多言語での困り事の相談を受け付けており、連絡先を紹介いたしております。また、相談の内容でございますが、こちらはコロナ感染症の影響により住居確保給付金の申請や社会福祉協議会で行っております小口資金や生活福祉資金の借入れの相談があります。また、DV相談も外国籍の方でございました。

続きまして、どのような機種をとということですが、持ち運びのできるもので、ポケットを検討いたしております。機器の内容ですが、世界55か国の言語に対応し、インターネット上のAIによって、通訳機器が日本語から翻訳したい言語を選択することで、話しかけると通訳したい言語で音声として再生し、また反対に相手の言語を日本語に翻訳し音声で答えます。本体にも訳した言葉がそれぞれ表示されますので、翻訳が正しいかどうか確認できるものがございます。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは再質問させていただきます。

初めに、公開型地理情報システムについては、どのくらいの需要を見込まれているのか教えてください。

続いて、生活困窮者自立支援については、これまでの相談実績と生活の場の提供以外に何か支援を行うのかお聞かせください。また、この補正額の算出内容と予算が不足した場合はどうするのか教えてください。

続いて、多言語音声通訳機器について、今年度の愛西市での外国人相談者の実績について教えてください。よろしく申し上げます。

## ○都市計画課長（浅野浩司君）

まず公開型地理情報システムの需要見込みでございますが、公開型の地理情報システムを構築します都市計画課、産業振興課、土木課、下水道課では、現在土地に関する調査を行う方から年間多くの窓口や電話での問合せに対応をしております。公開型システムの導入後におきましては、オンラインで都市計画基本図等の資料や各種情報が入手できるようになります。本市と人口が同規模の市の導入事例におきましては、年間10万件を超えるアクセス数の情報もございまして、多くの需要が見込まれるものと考えております。以上でございます。

## ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

まず、1点目の生活支援困窮の関係の今までの相談実績と生活の場の提供以外に何を支援してきたかということですが、昨年、住居の喪失についての相談件数は6件でございます。今年度は5件で対応できておりますが、今後、コロナ禍等の影響で無料低額宿泊所等の利用が増え、空き状況によっては利用できない場合などに一時生活支援事業の利用を考えております。生活の場の提供と同時に、ハローワークへ同行や就労プランを作成し、計画的に就労支援を行ってまいります。住居のない方に対しましては、居住支援法人等を通じて住居支援

を行います。

続きまして、補正の額の算出と予算額に不足を生じた場合ということでございますが、算出といたしましては、休日や連休などの対応ができるように10泊分を計上いたしました。また、予算が不足した場合については、必要な事業として補正等を検討してまいります。

次に、多言語音声の関係でございますが、こちらの愛西市での外国人相談の実績でございますが、前年度は通訳が必要な外国人相談者の方は1件ございました。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、8番・近藤武議員、どうぞ。

**○8番（近藤 武君）**

それでは、議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、2点お聞きしたいと思います。

15、16ページ、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、5目緊急経済対策費、21節補償、補填及び賠償金のところの修学旅行企画補償金498万8,000円でございますが、この予算化した金額の内訳はどのようになっているのか、また当初の修学旅行の行き先、また変更後の行き先はどのようになったのかお尋ねいたします。

もう一点、同じページですが、同じ項目ですね、17節備品購入費の体育設備品の229万9,000円です。現在、トレーニングルームの利用者の状況はどのようになっているのか、また電子マネーは何ができる予定にしているのかお尋ねいたします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

それではまず、経緯と内訳でございます。新型コロナウイルス感染症への対策のため、市内小・中学校が当初予定しておりました宿泊を伴う修学旅行から、宿泊を伴わないものに見直したこと及び見直し後の修学旅行が中止となった場合に発生する企画料及びキャンセル料について、保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的として支援するものでございます。内訳は、宿泊を伴う修学旅行を見直したことにより発生した企画料245万1,264円、見直し後の修学旅行が中止となった場合のキャンセル料253万6,640円でございます。

当初の行き先でございます。小学校は京都・奈良、中学校は東京方面でございます。変更後の行き先は、小学校は京都または奈良、中学校は三重県方面が多いですが、中には滋賀、神戸へ行った学校もございました。

大きな2点目でございます。市内トレーニングルームの利用状況です。令和元年度の状況ですが、年間4万4,824人の方に御利用をいただいております。

電子マネーの使用できるものでございます。Suica、manakaなどの交通系、WAON、nanacoなどの流通系電子マネーが使用できる予定でございます。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

それぞれ再質問させていただきます。

修学旅行の件ですが、当初1泊の中学生だと旅行の部分のキャンセル料という形で、先に支

払いを行わなければならないという状況もあったかと思うんですが、支払いのほうが先になったときの対応はどのようにされたのかお尋ねいたします。

次に、体育施設のほうですが、今回の導入するに当たり他市の状況などを把握されているのかお願いいたします。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

修学旅行費用につきましては、今御質問にあったとおり、既に請求をされている学校がございます。企画料を含んだ額につきまして、学年費等により修学旅行のために集金した積立金によって支払いがされていると聞いております。今回、この予算が承認された後、新型コロナウイルス感染症の影響に対する市の対応として、学校を通じて精算することで保護者への支援として負担軽減を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○スポーツ課長（伊藤義幸君）

他市町におけるキャッシュレスの状況でございますが、把握しているものとしましては、一宮市のスポーツ文化センターでは平成29年4月から導入されており、キャッシュレス決済の利用率につきましては全体の10%程度、また尾張旭市では平成25年4月から導入されており、キャッシュレス決済の利用率は全体の7%程度と聞いております。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

それではここでお昼の休憩取らせていただきます。再開を12時45分にさせていただきます。よろしく申し上げます。

午前11時49分 休憩

午後0時45分 再開

#### ○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○14番（山岡幹雄君）

議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、数点お伺いさせていただきます。

P11、12の2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費、12節の委託料のふるさと応援寄附金の支援委託料につきまして、ふるさと応援寄附金のベスト5はどういう品物があるかお尋ねいたします。

次に、P15、16の2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費の7目の事業者継続応援費、18節の負担金、補助金及び交付金につきまして、農作業省力化設備緊急整備につきまして、この補助金の説明と何件の対象者があるかお尋ねいたします。

同じく2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費の9目新しい生活様式対応事業費の12節の委託料につきまして、公開型地理情報システム構築委託料につきまして、インターネットで、先ほど他の議員からもありましたが、具体的にどのような情報を提供されるのかお尋ねいたします。

続きまして、スマートフォンの決済利用につきまして、令和2年度補正予算案に、主要施策参考資料に、市税等はスマートフォン決済アプリで納付できるとありますが、法人税、上下水道料金はなぜ含まれていないのかお尋ねいたします。

それと、電算会社は愛西市は委託してみえると思うんですが、電算委託業者は1社だけなのかお尋ねいたします。

次に、P17、18の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料、システムの改修委託料につきまして、令和3年度障害者総合支援法の報酬改定がどのように改定されたのかお尋ねいたします。

最後に、3款民生費、1項社会福祉費、3目保険年金費、12節委託料、システム改修委託料につきまして、国民年金法施行令の改正内容はどんなものかお尋ねいたします。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

まず、1点目のふるさと応援寄附金の関係でございます。

11月末の段階で、多い順で申し上げます。

チャイルドシート、たっぷりチーズセット、みそ煮込みうどんセット、愛西市名産のレンコン、日本酒が返礼品としては選ばれております。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

農作業省力化設備緊急整備についてですが、新型コロナウイルス感染症対策として感染リスク低減につながる農作業の自動化・効率化のための機械、設備等を導入した農業者を対象とした愛知県の独自事業で、今年度限りの事業です。

市としては、県費補助に対し上乗せするものであり、補助率は県費補助額の1%、上限10万円です。対象者につきましては21件でございます。

続きまして、公開型地理情報システムの件でございます。

本事業においては、都市計画、農地、道路、水路、下水道施設に係る情報について、インターネットを通じ提供できる環境を整えます。都市計画につきましては、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、市街化区域における用途地域など、農地につきましては農業振興地域内の農地、いわゆる青地・白地の区分、道路につきましては認定状況など、下水道につきましては施設の埋設状況などについて情報を提供させていただきます。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

スマートフォン決済の関係で、法人税の関係について御答弁をいたします。

法人市民税につきましては、法人自らが税額等を算定し、市が送付した納付書に税額を記載して納付することになっております。

したがって、事前に税額の情報をバーコードに持たせることができないためでございます。以上です。

#### ○上下水道部長（三輪進一郎君）

私のほうからは、上下水道料金はなぜ含まれていないのかということで、スマートフォン決済についてお答えいたします。

上下水道料金のスマートフォン決済アプリでの納付につきましては、企業会計の経営に影響をすることから導入しておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

**○企画政策部長（宮川昌和君）**

私からは、電算委託業者の件でございます。

今回のシステム改修料につきましては、4税、市県民税、あと固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の収納システム、あと介護保険料の収納システム、後期高齢者の医療の収納システムの計3つのシステムが対象でございます。

これらは全て既存システムの一部改修となりますので、システムベンダーであります日本電子計算株式会社への委託となります。以上です。

**○保険福祉部長（近藤幸敏君）**

私のほうからは、3款民生費の関係についてお答えさせていただきます。

まず1点目の障害者総合支援法の改定でございます。報酬改定があることは決まっておりますが、内容の詳細については、現在、国のほうで検討されているところでございます。

次に、2点目の国民年金法の施行令の改正内容でございます。

こちらは、大きく2点ございます。1つは、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、地方税法に定める総所得金額等を用いて要件判定を行っている制度について、所得基準額に10万円を加算するよう改正されるもの。もう一つは、所得基準額を計算する際、地方税法の所得控除を考慮している制度について、独り親控除を適用し、35万円を控除するなど改正するものでございます。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

再質問、1点だけちょっとお伺いさせていただきます。

公開型地理情報システムの構築委託料につきまして、いろいろなものが見られるということですが、これは更新は1月1日現在のものなのか、いつ現在、毎年やられるのか。基準の日があればその基準日を教えてください。

**○都市計画課長（浅野浩司君）**

公開型地理情報システムの更新についてですが、それぞれこのデータにつきましては都市計画課、産業振興課、土木課、下水道課がデータの管理をしておりますので、それぞれの部署において更新されたものが反映されるという形になると考えております。以上です。

**○議長（島田 浩君）**

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○6番（吉川三津子君）**

議案第69号、愛西市一般会計補正予算について質問させていただきます。

長いこと議員をしていると、いっぱい疑問を感じますね。すみません、たくさん通告を出してしまいましたので、よろしく願いいたします。

システム改修全般についてお伺いをしたいと思います。システム改修自体が第2の公共事業と言われておりますので、その点についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回、システム改修がたくさん出てきておりますけれども、どの事業で随契がされるのか。随契であれば委託先等についてそれぞれお伺いをしたいと思います。

それから、合算するとどこの業者に幾ら委託するのか、多い企業についてお伺いをしたいと思います。

それから12ページ、総務費、総務管理費、財産管理費についてお伺いをしたいと思います。

ふるさと応援寄附金については、昨日、一般質問でも質問がありました。寄附と、それから控除のほう、プラ・マイすると赤字が出るということなんですけれども、寄附金がどれぐらい入ってきて経費、経費って、控除だけではなく、控除と事務経費とか委託料とか、人件費等がかかると思います。そういった部分で入りと出がどんな関係になっているのか説明をいただきたいとしたいと思います。

16ページ、総務費、新型コロナウイルス感染症緊急対策費の中で、事業者継続応援費についてお伺いします。

農作業省力化設備緊急整備事業についてですけれども、先ほどお話がありましたが、21件あるということでした。どのような事業内容なのか教えてください。

それから、こういった支援があるということに対して、公平性の面から広報、募集、相談体制はどう取られたのかお伺いをしたいと思います。それぞれどんな会社から機械を購入するのかも聞かせてください。

16ページ、総務費、新型コロナウイルス感染症緊急対策費、新しい生活様式費の公開型地理情報についてお伺いをいたします。

どのような分野を取り扱うのかということを通告しておりましたけれども、今回いろんな地域の地図を見た場合、愛西市の場合、土木とか建設関係のみですけれども、福祉等については検討されなかったのか、その点についてお伺いをします。

それから、コロナ対策との関係について、事務の短縮になるという答弁がありましたが、具体的にどれぐらいの効果が見込めるのかお伺いをします。

それから、この公開地理情報をいろんな自治体でやっておりますが、他市の導入後の利用状況、そして評価等についてはどう聞いていらっしゃるのかお伺いをします。

具体的に随契なのかどうなのか、随契であればどこに委託するのかお伺いをします。

18ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉費の社会福祉総務費、生活困窮者自立支援事業委託料についてお伺いをいたします。

これは、議会で何度も何度も取り上げている問題ですけれども、どこのホテルにお願いするのか、1泊、市の負担として幾らぐらいのお支払いになるのか、委託の内容についてお聞かせをいただきたいとしたいと思います。

あと、今回委託をされるわけですが、無料低額宿泊所に今までお願いしてきたことが議会でも答弁をされてきているわけですが、愛西市には市営住宅がないわけで、市としての新たなやはりこういった居住に関する仕組みづくりということでは検討をされなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

18ページ、社会福祉費、社会福祉費、社会医療費、障害者等医療扶助費について、どのような対象者が増えているのか教えていただきたいと思ひます。

それから、次に農林水産費、22ページです。土木費、道路橋梁費、道路新設改良費についてお伺ひをしたいと思います。

企業誘致のための南河田の交差点のことかと思ひますけれども、今までいろんな質問がされて答弁がされてきたんですが、一向に理解ができない状況でおりますので、ちょっと整理をさせていただきますので御答弁をお願いしたいと思います。

測量設計等委託料について、今回、これは何を行うのか、委託の内容、場所について教えてください。これまで測量というのはしていなかったのか、していたならば内容等について、いつ、どこを、費用はどこが持っていたのか、愛西市でなくて県がやっていたならば、その内容について教えてください。

それから、当初、土地の買収について、この場所をどれぐらい買いたいという話も窓口等いろんなところでお話を聞いてきたわけなんですが、当初の用地買収面積は何平米を提示して、今回は何平米を相手方のほうに提示しているのか。買う土地の場所が変わったのか、予定買収面積、筆数、地目、どこの場所なのか、当初の予定と今回の予定のことについてお伺ひをしたいと思います。

それから、あと今回この測量なんですけれども、随契でするならばどこに随契で出されるのかお伺ひをしたいと思います。

それから、公共嘱託登記事務委託料については、単価表があるのでそれを基に積算がされていると思うんですが、その内訳、積算根拠の内訳について教えていただきたいと思ひます。

あと、こういった登記の関係ですけれども、職員にはできないのか、できない理由、委託の理由についてもお聞かせいただきたい。随契ならばどこにするのかも教えてください。

それから、調査算定委託料について、今回の調査算定では何を行うのか。こういった物件について行うのか、その内容について教えてください。

これまで、この調査算定というのはしてこなかったのか。してきたならば、こういうものをしてきたということで内容を教えてください。

それで、どこの物件を幾つ補償する計画で予算がこれ、調査算定の委託料が立てられているのか、それも教えていただきたいのと、随契かどうか、その契約方法についても教えてください。

それから、不動産鑑定等の委託料、今回の不動産鑑定はどのような内容を行うのか、今まで不動産鑑定はしてこなかったのか、その点について教えてください。もしかして、していたならば、こういった不動産鑑定をしてきたのか、それも教えてください。

それで、今回、測量設計委託とこの不動産鑑定委託は、同じ面積、同じ場所の委託になるのか教えてください。随契ならば、どこに随契するのか教えてください。

それから、交差点の今までの経緯についても、議会の中でも委員会の中でも、窓口にも何度も私は聞きに行っているんですけれども、早い段階から交渉がされてきました。二転三転して



きているわけなんですけれども、最初の頃からの予算計上とか今回の予算計上についてでもですけれども、計上に至った経緯、理由など、今までのロータリーの部分も含めて詳細にこの交差点についての経費について説明していただきたいと思います。

それから、教育費、24ページですけれども、教育総務費、中学校費、学校管理費の修繕費です。

他校からも、以前も永和中学とかいろいろ要望等を届けさせていただいていますが、他の学校からも修理要望がある中、なぜ今回、立田中学校の雨漏りを優先して行うのか、その理由と、ほかにもまだ残っているならばどんなものが残っているのか説明をいただきたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

では、1点目のシステム改修の関係でございます。

今回の補正予算で4件上げさせていただいております。予算書のページでいきますと、16ページのスマートフォン決済対応事業、それと18ページ障害福祉サービス事業、同じく国民年金事業、20ページの児童扶養手当事業の4件でございます。合計316万8,000円でございます。

いずれも随意契約で、契約相手方は日本電子計算株式会社でございます。

次に、2点目のふるさと応援寄附金の関係でございますが、当初、900万円ほどを見込んでいましたが、11月末現在で1,652万円と、前年対比約3倍の寄附があり、年度末では2,500万円ほどを見込んでおります。

必要経費につきましては、総務省基準で募集経費を5割以下とすることとなっており、おおよそその金額になる見込みでございます。

また、議員から御質問がありました人件費につきましては、職員が一般業務の中で事務の一部として行っておりますので、算定はしてございません。以上です。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

まず農業省力化設備緊急整備事業の件ですけれども、事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染リスク低減につながる農作業の自動化・効率化のための機械、設備等を導入した農業者を対象とした愛知県の独自事業で、今年度限りの事業ということでございます。

続きまして、広報、募集等ですけれども、本事業は、愛知県の独自事業に市が上乘せ補助をするものであり、既に県の意向調査も終了しており対象者が確定しているものであるため、広報等は行いません。

続きまして、機械の導入の関係ですけれども、農業者がこの事業の趣旨に合う機械等を導入するものでございます。

続きまして、公開型地理情報の関係でございます。こちらにつきましては、福祉関係につきましては、今回はちょっと検討のほうはしておりません。

続きまして、コロナ等の関係ですけれども、オンラインで各種資料や情報を入手できる環境を提供することは窓口対応の削減による人の移動の制御にもつながり、新型コロナウイルスの

感染拡大の防止に寄与するものと考えております。

続きまして、他市での利用状況ですけれども、今年度、導入予定の4市を含め32市町村が一応導入予定ということであります。

あと、どこに委託するかということですが、委託先につきましては現段階では決定をしておりません。

なお、本事業につきましては既存の地理情報システムのデータを活用することになりますので、当該システムの構築が可能な開発業者を想定しております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、生活困窮者の支援事業についてお答えさせていただきます。

まず委託の支援のどこのホテルかということですが、こちらにつきましては、愛知県の生活困窮者一時生活支援事業協力旅館等リストで、比較的愛西市に近い一宮市内のホテルを考えているところでございます。

続きまして、こちらは積算につきましては10泊分を計上させていただいているところでございます。

次に、市としての新たな施策につきましてでございますが、市として今回新たに一定の住居を持たない生活困窮者の方に対し、宿泊場所や供与、食事の提供、その他、当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する一時生活支援事業として委託をするものでございます。

協定を結んだホテルを利用いたしまして、緊急的な生活の場の提供、就労支援や居住先のない方には居住支援法人などを紹介するなど、自立支援を行っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

道路新設改良費の件でございます。

今回委託する測量設計業務では、新たに必要となる隅切り用地の買収ラインを確定するものです。

次に、市はこれまで測量してこなかったのかのお尋ねですが、南河田交差点で測量設計を行ったことはありませんが、県が平成27年度に県道に新たな右折帯を設置する県道の拡幅事業を行っていくための測量設計業務を実施しており、このときの交差点の一部となる市道部分についても設計の範囲として測量をしております。

次に、地権者に対する買収面積の提示に関するお尋ねですが、県が平成27年度に実施した測量設計業務の成果によって、地権者へ用地買収面積を約47平方メートルとして提示しております。この面積は、県が県道拡幅事業を行うときに必要であるとした市道隅切り用地の面積でございます。

今回の測量設計業務では、あくまで市道隅切り整備の中で交差点への車両の安全進入や歩行者の安全性を十分に考慮した退避スペースを確保する必要がありますので、用地の面積は当初に地権者へ提示した面積よりも大きくなるものと考えております。

なお、買収用地は市道12号線の両側にある土地2筆となります。

次に契約方式ですが、指名競争による入札によって落札者と委託業務契約を締結いたします。

公共嘱託登記事務委託料の内訳は、調査測量業務で53万8,000円、書類の作成費用で1万2,000円、合計55万円となります。

次に、登記事務を職員で行えないのかとお尋ねですが、今回の公共嘱託登記事務の主な内容は調査測量業務であります。市道隅切り整備では、分筆登記の上買収をさせていただきます。分筆登記には測量図面が必要であり、この図面は有資格者が作成した図面でなければ受け付けられません。このことから、職員では行うことができません。

次に、契約方式ですが、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との随意契約となります。今回の調査算定委託は、補償費用を算定するものでございます。

次に、これまで調査算定をしていなかったのかとお尋ねですが、平成27年度に買収する予定時の工作物の調査を行った経緯がございます。このときに本市が行った調査については、県が実施した測量設計業務において、市道隅切り用地の形状や面積を基に、その土地に存する工作物等の調査を行ったものです。

今回、面積などの変更に伴い補償なども変わってくることから、調査委託を行う必要が生じたものです。

次に、移転補償の対象については、県道と市道12号線との交差点における市道両側の土地2筆にある物件となります。

次に、契約方式ですが、指名競争による入札によって落札者と委託業務契約を締結いたします。

今回の不動産鑑定委託では、これまでの交渉の中で不動産鑑定評価を実施しておりますので、今回、改めて適正な単価を提示する上では令和元年度の評価額に変動はないか、その意見を求める必要があるため委託を行うものです。

次に、不動産鑑定を行う土地についてですが、測量設計委託と同様に、市道両側の土地2筆において不動産鑑定委託を行うものです。

次に、契約方式ですけれども、随意契約となります。

南河田交差点における市道隅切り事業では、これまで用地交渉を続けてきましたが、平成28年度には理解の得られなかった地権者との交渉を一旦見直し、交差点北側においてロータリーのような形で工業団地への車両の動線を確保するための計画を立て、測量設計を行わせていただきましたが、交差点北側においても地権者からの理解が得られず、この計画は断念しました。

こうした経緯を経て、今年度に入り工業団地での全容が見えてきたことや、車両の増加の懸念を伝えながら、将来にわたって南河田交差点における道路安全対策のための整備の必要性を説明してきました。こうした説明の積み重ねにより、市道隅切り整備の実施が事故防止対策として最も重要であることの理解を得られたことから今回の予算計上に至ったものです。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

立田中学校の修繕についてでございます。

今回の修繕につきましては、判明している雨漏りの部位によって応急的に塞いでおり、天井の石膏ボードが腐食により劣化、破損していることから、できる限り早急に着手する必要があるためでございます。

また、他の学校の修繕、この内容については様々であり、当初予算に計画しました計画的な修繕、また緊急に発生しても小規模で予算の範囲内で行えるものについては、その都度対応をしておる状況でございます。以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

失礼いたしました、1つ答弁漏れがございました。

先ほどの障害者等の医療扶助の対象者の増でございますが、主な理由といたしましては精神障害者の方が増えているという状況でございます。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

まず最初に、ちょっと答弁漏れというか、最初の1回目の質問の答弁漏れでお願いしたいんですけども、この測量関係ですが、公共嘱託の登記の内訳ということで、単価表があるので細かく何が幾らかということをお説明いただきたいということをお話をさせていただきました。

それから、あと調査算定委託料についてはどんなものが具体的にあるから調査するのか、その理由について、こういうものの調査をしなければならないのでやるということは何なのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

これ、1回目の答弁漏れでございます。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

それでは、公共嘱託の内訳ということでございますが、公共嘱託登記事務ということは毎年、年度の単価契約を先方と結んで業務を行います。

今回の公嘱の内訳でございますが、現地調査ということでいたしまして筆界確認に伴う測量、それから面積の確定等の測量、それから測量業務におきましても境界標の設置、それから面積の測量、それから登記のほうでございますが、書類の作成でございます。用地実測図、用地平面図の作成、そういったものをトータルでいたしまして今回の予算要求とさせていただいております。

それからもう一点ですが、調査算定業務でございます。

こちらについてはどんな物件ということでございますが、まず大前提は、今回、道路詳細設計のほうで買収する面積を定めます。それで、我々としては市道12号線の隅切りを設置するという計画でございますので、恐らくは物件、いわゆる建物、工作物、看板等ですね、それからアスファルト、それからそこに伴う賃貸等があれば賃貸、そこに伴うもろもろの営業のものがあればそういったものということになると思います。そういったものを、今後、調査算定の中で算定していきます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

では、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

順番に行きます。

ふるさと応援寄附金の関係なんですけれども、寄附金が1,652万円ということなんです、あと補償費、経費のほうというのは、事務経費とか委託料とか人件費だと思うんですけれども、控除のほうがすごく多くなるから赤字なんだよという答弁があったと思うんですね。

そういった部分で、今年度どれぐらいの、全ての費用を含めて赤字になると見込んでいるのかお聞かせいただきたい。もしかして今年度が分からないのであれば、昨年度、全ての費用を含めてこれぐらいの赤字になるんだと。単に寄附金と控除だけの比較ではなく、いろんな費用がかかっているわけですので、その辺どうなっているのか、今年がまだ算定できないのであれば昨年度はどうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、人件費の算定はとても難しいと思うんですけれども、現在、このふるさと応援寄附金の事業に関わっている職員は何人いるのか、その点について教えていただきたいというふうに思います。

それから、あと16ページの農作業省力化整備緊急事業のほうなんです、これ最初にもう少し詳しく教えてくださいというふうに言ったんですけれども、21件あって具体的にどのような事業が出てきているんですかということをお聞きしました。それから、あと県が意向調査をしたということでもありますけれども、幾ら県がするといっても、どのように県が広報をして愛西市の市民に公平な状況で行われたのか。そこにまた市が上乘せで補助を出していくわけですので、その辺、どのように県のほうが公平に広報をしたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

あと、機械についても具体的にどんな機械、こういったものがコロナ対策に有効だから具体的にこんなものが購入されるんですよということで教えていただきたいと思います。

それから、あと16ページの公開型地理情報なんです、今回、本当に土木関係だけなんですけれども、なぜ福祉のほうに声がけをされずに土木だけになったのか、その理由と、先ほど私はこの事務の短縮になるけれども、具体的にどれぐらいの効果があるんですかということをお聞きしたんですが、抽象的な答弁しかありませんでしたので、きちんとこれだけの効果があるんだということを御説明いただきたいと思います。

それから、他市での導入の利用状況というのを聞きました。私は、他市での導入状況を聞いたわけではありません。どのように利用されて、どのような効果を上げているのかという意味で聞きましたので、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

あと、この委託をどこにするのか決めていないということなんです、これは入札ですか随契ですか、その方針も決めていないのでしょうか。私は、とてもそこまで決めていない段階でこれを導入した場合、システムを入れてどれだけのこのシステムを維持するのにまた職員の手間暇がかかるのか、そういったものも全然検証されていないのではないかとこのことを心配するわけです。

それで、市の今これを提案された段階でオリジナルのソフトシステムを持っていて、そこに市がこういうことをしてほしいということでオリジナルのソフトをカスタマイズしていくよう

な契約を考えていらっしゃるのか、その点、どこまで考えて今回御提案されているのかお伺いをしたいと思います。

それから、私もいろんな自治体のソフトを使ってみました。使い勝手のいいところと悪いところといろいろあります。どのようにこの使い勝手の評価、情報収集しているのかお聞かせをいただきたい。

それから、基本になる地図も、住居がなくなったりとか道路がなくなったり、道路ができたというところで、どんどん更新が必要になっていきます。メンテナンス費用ですね。そういうものは幾らぐらい見込んでいるのか。このメンテナンス費用については、今後、財源はどこから出していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、次に企業団地の交差点についてお伺いをしたいと思います。

ちょっと今お話を聞いていると、私もよく通るんですけど、具体的にどこなのというのがなかなかイメージが湧かないんですけれども、交差点の南東の角と南西の角、そこ2か所だけでいいのか。筆数とかいろいろ聞いたんですけど、御答弁いただいていないので、その2筆だけなのか、その点の確認をまずはさせていただきたいと思います。

それから、今まで私も議事録を見ると、やはり県が測量とかしたんだよという答弁が出てきているんですけれども、こういった情報というのはいただいて使うということはされないのか、またわざわざされるのか、その点について、全く使わずにやるならばその理由についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、当初の計画よりも購入の面積が増えるんだということですが、どこがどれだけ増えるのか。47平米から大きくなるということですが、具体的にどれぐらい広がってどの部分が大きくなるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、あと調査算定の委託なんですけれども、角だけならば物件にどう影響するのか、看板はあるでしょうけれども、具体的にこれという建物が多分隅切りだと建っているわけではないと思いますけれども、これとこれとこれというような具体的なものを上げていただかないと、今のものですととても抽象的ですので、それはちょっとお示しいただきたいというふうに思っています。

それで、これについても調査算定を県が行ったということなんですけど、それは全く使い物にならない状況になっているのか、その点についてもお聞かせをください。

あと、今までこの交差点については、北側のリサイクルのところとかいろんなお話がされてきたわけなんですけれども、交渉相手というのはお一人なのか、その点ですね。前は複数あったように思うんですけども、お一人なのか。

それから、お仕事されている上での賠償というか、そんなものも出てくるのかお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

#### ○財政課長（人見英樹君）

私からは、ふるさと納税に関する経費について御答弁申し上げます。

数値としましては、元年度の数字でお答えさせていただきます。

まず、ふるさと応援寄附金額としましては999万円、一方、人件費を除きました委託料とか手数料、そういった経費は490万円かかっております。

また、税控除、市内の方が他市へ寄附されたときの税控除による減収は6,100万円なんです、普通交付税での算入がありますので、そちらを考慮しますと1,500万円の実質的な減収となっている状況でございます。

それから、業務に関わっている職員なんです、こちらは正・副で2人おります。ですが、ふるさと応援寄附金事業の専門職ではありません。ほかの業務も兼ねていますことを申し添えます。以上です。

#### ○産業振興課長（横井 誠君）

私のほうからは、農作業省力化設備緊急整備ということで答弁させていただきます。

どのような事業ということで、感染リスク低減につながる農作業の省力化、効率化のための機械導入ということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

2点目でございますけど、意向調査をしたか、公平なのかということでございます。こちらにつきまして、再生協議会を通しまして農業者への広報周知ということで行ってまいりました。

3点目でございます。どのような機械なのかということで、数点、申し上げさせていただきたいと思っております。ブレンド散布機だったり、あと管理機、水堀りポンプ、ラジコン草刈り機などなどでございます。以上です。

#### ○都市計画課長（浅野浩司君）

私のほうからは、公開型地理情報システムについて答弁させていただきます。

まず福祉の分野についての情報提供でございますが、基本的にこれは土地に関する情報を主としております。現在導入しているシステムがそのような形の情報を入れているために、福祉については、他市町の導入状況においてもそういった内容のものは導入していないということを確認しております。

2点目でございますが、具体的な導入効果についてでございます。

基本的に、他市町におきましては都市計画の情報のほか、例えば公園であったり、防災、防犯、市民生活、ごみとか、こういったものも導入している事例がございます。

前回、報告させていただきました愛西市と人口同等規模の自治体においては、年間10万件を超える実績があるということが確認できております。そのために、例えば都市計画課において、年間、都市計画の情報提供がどれぐらいあるかということでございますが、基本的に1,000件を超える対応をしております。1件当たりに対する時間も相当かかっているということから、こういったことが少しでも削減されればそれなりの効果が現れるというふうに捉えております。

また、どのように利用されているかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、防災の情報であったり市民生活の情報であったり、こういったものには活用ができますので、今後、そういったものについては必要に応じて拡張していけるというふうに考えております。

また、4点目でございますが、入札の方式等についての検討でございますが、基本的に随意

契約で行った場合につきましては、既存の開発システムを利用するという考えでございますので、一般競争入札に比べた場合、より有利な価格で契約することができるということも検討しております。これは選択肢の一つであるというふうに捉えておりますので、随意契約、入札、双方についてどちらが有利かというのは、そういった点を踏まえて整理していきたいと考えております。

また、5点目でございますが、現在4課で導入している情報をデータ変換してシステム移行をしていく作業費が必要になります。ですので、そういったところについては既存のこのデータを活用できるような形でこのシステムを生かしていきたいというふうに考えておりますので、新しく整備するというものではございません。

次に、更新のメンテナンス費用等の検討でございますが、基本的にクラウドサーバーの利用を考えております。年間約18万5,000円程度を見込んでおります。

また、財源の出どころにつきましては、一般財源のほうを考えております。以上でございます。

#### ○企業誘致課長（藤澤寿章君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず交差点の南東、南西ということでありますが、県道あま・愛西線と接道しております市道12号線ですね。県道の南側に位置する市道12号線の東西を挟む2筆、南東、南西になります2筆が今回の対象になります。

それから、過去、県が測量したこういった測量情報等、こういったデータを活用できないのかという御質問でございますが、まず現況測量につきましても、今回のこの南東、南西の2筆は確定しておりません。境界の確定等はしておりません。そういったことで測量の必要性があります。

それから、道路詳細設計ですね。先ほど47平米という御答弁をさせていただきましたが、これはあくまでも県の拡幅事業を行うための面積でございますので、今回は市道12号線の隅切り事業に必要な買収線等の確定をするために道路詳細設計は新たに必要でございます。

それから、土地が増える、どこが具体的にどのくらいということですね。土地買収が増える、どこが具体的にどのくらいということでございますが、こちらも先ほどの47平米という県の買収面積に対比しまして、市独自でこの南東、南西の2筆に隅切りを設置するということでございますので、これまでの県の示した47平米ということではございません。当然、2筆で対応をする市道の隅切りを設置しますので、その47平米よりは大きくなるという答弁をさせていただきました。

それから、その隅切りだけ、物件、どこの物件であるのか、どんな物件を補償するのかという御質問でございますが、こちらも南東、南西のこの2筆に関する、具体的に言いますと建物であったり、例えば設置している看板等であったり、例えば駐車場の舗装であったりとか、そういった工作物等々ですね。それから、そこに関連する事業を展開されているなら事業に伴う経費と、そういった移転経費が今回の補償の対象になります。



過去に物件補償、算定を県が行っておったのならそれは使えないのかという御質問でございますが、こちら先ほどの測量と同等ですね。今回は、市が新たに買収線を確定して買収計画を立てておるものでございますから、先ほどの47平米で影響する物件と今回の市が計画する物件の影響範囲は異なりますので、県が使った算定のデータは使えません。

それから、今まで北側のリサイクルというか、そういう土地のことかと思えます。交渉相手は1人なのか、また何か業務をされていれば教えてほしいということなんですが、交渉相手については長年にわたって、現在も地権者との交渉過程にあります。当然、南東、南西ですので2筆それぞれの地権者の方、それとその土地に関連する方と今交渉させていただいております。

ただ、詳細については今後の交渉に影響を及ぼす可能性もございますので、詳細は控えさせていただきます。以上でございます。

**○議長（島田 浩君）**

次に、17番・真野和久議員、どうぞ。

**○17番（真野和久君）**

それでは、6点ほど聞きたいと思えます。

補正予算のほうですけれども、最初に16ページの2款9項5目21節の修学旅行企画補償費。

先ほど、近藤議員のほうから幾つか質問がありましたので、大体は分かったんですけれども、これ、今回、小学校、中学校ともに全て行き先等が変更になったのか、その辺りの詳細をちょっと教えてください。

それから、もう一点は補償費に関してですけれども、これは今回の498万8,000円というのは、先ほどは見直し、変更について245万と中止について253万ぐらいという形で支払うんだというふうで、それぞれの学校に支払うんだということですが、それは全て同じように払っていくのか、あるいは払っている学校、払わない学校等が出てくるのか、その辺りの詳細を教えてください。

それから、同じく15、16ページの2款9項9目17節、リモート用品に関して、総務部長のほうから取りあえずは会議室などでサテライト的に扱っていくということでしたが、もう一度確認なんですけれども、自宅ワークというようなことはやらないのか、その辺りについて最初に確認をしていきたいと思えますので、よろしく願いをします。

それから、17、18ページですけれども、障害者の総合支援給付費と、それから障害者の医療補助費について。先ほど、精神障害の関係の方が増加したという話がありましたが、金額的にどの程度増えてきているのかについてお願いします。多分、これは見込みも入っていると思うんで。

それから、同じく18、19ですけれども、障害者の通所給付費についても、増加についての要因についてお尋ねをしたいと思えます。

それから、23、24ページの中学校費の学校管理費の需用費のところの修繕料、立田の天井についてですけれども、いつ頃修繕をしていくのかについてお願いします。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

市内小・中学校の修学旅行についてでございます。

今年度につきましては、コロナの関係で小学校・中学校とも泊を伴わない日帰りの修学旅行となっております。小学校は日帰りで京都・奈良方面に貸切りバスを使って出かけております。中学校につきましては、日帰りで三重県をはじめとする関西方面に出かけました。

ほとんどが貸切りバスによる行程でしたが、一部新幹線を利用した学校もございます。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、テレワークの関係でございますが、今、自宅での勤務という御質問でしたが、議員御承知のとおり、我々の仕事はやはり窓口業務が一番主になりますし、それと当然個人情報等、かなり多くございます。

最終的に自宅ということも考えなければならぬのかもしれませんが、複数で例えばかかりたいとか、ほかの会議室であるとか、ほかの公共施設、そういったところを活用して事務を行っていくサテライトオフィスのことをまず考えるべきであろうと。

当然、状況によってはやれるべきものを各職員が自宅でということも考えなければならぬということは理解しておりますが、現時点ではなかなかそこまで現実的にやるのは困難であろうという意識をしております。以上です。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうからは、まず障害者総合支援給付費の増加理由についてお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、半年間で5,693人でありまして、既に昨年度比54.2%となっております。また、給付額は令和2年度は半年間で約7億3,000万円でありまして、昨年度比約57%となっております。

増えた理由といたしましては、過去から増加傾向にある事業であり、相談支援体制が充実し、制度の周知が進んだ結果だと考えております。

次に、障害者の医療扶助の関係でございますが、こちらの増加額の関係ですが、受給者数といたしましては、昨年度末から今年度末の見込みで1,211人から約29人の増が見込まれます。支給額につきましては、昨年度決算額、決算と今年度の末の決算見込みで1億7,140万9,922円から約1,714万円の増が見込まれます。

次に、障害児の通所給付費の関係でございます。

こちらは、令和2年度は半年間で1,183人で、昨年度比50%となっております。また、給付額は令和2年度は半年間で約9,900万円であり、昨年度比約55%となっております。

増えた理由といたしましては、利用者数は横ばいですので、1人当たりの利用日数が増加したためでございます。以上でございます。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

申し訳ありません。修学旅行の2点目の補償の関係でございます。

市内小・中学校が当初予定していた宿泊を伴う修学旅行から宿泊を伴わないものに見直したこと及び見直し後の修学旅行が中止になった場合に発生する企画料及びキャンセル料について

補償するものでございます。

企画料につきましては、宿泊を伴う修学旅行から宿泊を伴わないものに見直した時点で発生し、これは全ての学校が該当し、当初予定した旅行費用のおおむね6%でございます。

キャンセル料につきましては、日帰りとした修学旅行を新型コロナウイルス感染症の影響で急遽中止しなければならなくなった場合に修学旅行費用の全額を市が負担するために必要な金額を積算したものでございます。

次に、立田中の雨漏り修繕、いつ修繕するかということでございます。

現在、天井の石膏ボードが腐食により劣化、破損をしている状況でございますので、これを改善するために予算が通って準備が整い次第、修繕工事に着手する予定でございます。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

確認なんですけれども、まず最初に修学旅行の関係ですけれども、中止した学校というのはあるのかどうか、その辺だけお願いします。

それから、リモート用備品についてですけれども、自宅ワークになってくると、その分セキュリティの問題とか情報の問題とかというのがかなりシビアになる、厳しく管理していかなきゃならないと思うので、その点で当面はこの近辺というか、市役所の辺りの会議室等でリモートワークをしていくということは分かるんですけれども、もし自宅とかという話になった場合に、具体的にどんな業務を自宅のほうでやってもらうようにするのかについてお尋ねをしたいと思います。セキュリティの問題を含めて。

取りあえずそれだけお願いします。

#### ○学校教育課長（猪飼政和君）

修学旅行につきましては、予算積算の時点ではコロナの影響で行けないのではないかと心配をかなりさせていただいたんですが、現時点で学校教育課で把握しているところ、修学旅行には全ての学校が行けたというふうに把握しております。以上です。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

現在、私どもの業務の中で、いろんな、やっぱり各部署がございまして。

その中には、家へ持ち帰っても支障がない業務、それもあることはあるんですが、なかなかそれを今議員が具体的におっしゃられたように、どの部分を自宅でできるかというのが課によってもいろいろ違うであろうと。

それで、私どもとしては、やはり先ほど議員がおっしゃられたように、まずはその個人情報、それから全てですよね。例えば土木サイドであれば、設計等契約も行うわけですから、個人情報はいろんな各部署が扱います。それを一個人が家へ持ち帰ってやるということに関して、やはりセキュリティポリシーの面とか、まだまだこれから整備をしなければなりませんし、職員教育も必要となってまいります。

しかしながら、コロナ禍が非常に大きくなった場合、役所を完全閉鎖するというわけにもいきませんので、できる限りいろんな施設を使ってそこにある一定の係等を分散してそこで業務

を継続させる。そのために、やはりネット環境、ファイル等にアクセスしなければ私らの業務はなかなか成り立ちませんので、まずはその一段階ということでこの事業を考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（島田 浩君）

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開を14時ちょうどいたします。

午後 1 時51分 休憩

午後 2 時00分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第69号の令和2年度愛西市一般会計補正予算について質問をいたします。

まず15ページの2款総務費、1項総務管理費、10目基金費についてですが、財政調整基金について、また公共事業整備基金についてそれぞれ積み立てるというお話ですが、残高は幾らになるのかそれぞれお伺いします。

続いて、16ページの2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症緊急対策費、4目事業者支援対策費についてですが、こちらは財源の付け替えで3,600万円一般財源に入れるということですが、この財源を付け替える事業についてはどの事業なのか。3億円のうちのどの事業が付け替えられるのか教えてください。

同じく16ページですが、2款総務費の2項新型コロナウイルス感染症対策緊急対策費、2目新しい生活様式対応事業費の12節の委託料ですが、いろいろと、いろんな皆さん聞かれてはおりますが、もう一度その辺の確認のために、整理のために教えてほしいんですが、12節のシステム改修委託料についての内容、そしてレジスター更新委託料についての内容、そして体育設備備品についての内容について、申し訳ないんですが、整理のためにもう一度教えてください。

続いて18ページですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料の生活困窮者自立支援事業委託料の内容については、これについてはある程度分かりましたので、これについては1点だけ。申込みのできる時間帯、どうやって利用するのかについて教えてください。

同じく、12節委託料のシステム改修委託料の内容について、確認です。

18ページ、3款民生費、1項社会福祉費、3目保険年金費、12節委託料のシステム改修委託料の内容を教えてください。

続いて、20ページの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の12節の委託料のシステム改修費について、内容を教えてください。

続いて、同じく20ページの3款民生費の2項児童福祉費、2目児童措置費の施設型給付費について。公定価格が変わったというような説明はありましたが、現状、今までがどうであって今後はどうなるのかというふうに変った内容と、措置人数についても変更が変わったのか、

増えたのか教えてください。

同じく20ページの3款民生費、2項児童福祉費、3目保育園費についてですが、今、永和保育園については指定管理をされているということで、1,419万4,000円については金額の増加した理由、また予定の人数が増えたのか、減ったのか、児童のですね、そういったことについてお伺いします。

続いて、22ページの8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の12節の委託料ですが、こちらもすみません、何度も聞いておりますが、整理のためにもう一度確認をします。設計測量の委託料についてですが、どこの場所を設計するのか、またその広さ、交差点から何メートルぐらいというような広さが分かれば、交差点の端から5メートル、10メートル両方ですか、そういった部分の広さについても教えてください。

公共嘱託登記事務手数料についてですが、これは登記事務手数料が出るということは、購入が間近に迫るのではないかとという内容で登記の事務が出るのではないかと思うんですけども、購入についてはいつに考えているのか。3月に提示をするとは言っておりましたが、購入は来年度というふうに思えばいいのか、お伺いします。

続いて、調査算定委託料についてですが、物件の補償費等が発生する可能性もあるのでということで、その内容の委託料ということでありましたが、もう一度、再度その内容を具体的にお伺いします。

続いて、同じく不動産鑑定委託料ですが、不動産鑑定については吉川さんの発言でもありましたが、過去に一度鑑定等についてはされていると思うんですけども、その鑑定の評価についてはどこの場所が対象になるのかということで、前回も行っているので大体幾らぐらい、前回のときは大体幾らぐらいのものであったのか、分かれば教えてください。

次に、26ページの教育費、6項幼稚園費、1目教育振興費、22節の償還金についてですが、これは市立幼稚園授業料等軽減補助金の過年度償還金ということで、昨年度分の償還金かと思うんですけども、その精算の内容等はどうなっているのか教えてください。以上でございます。

#### ○総務部長（奥田哲弘君）

それでは、1件目の基金の関係ですが、8号補正予算までを踏まえた令和2年度末の決算見込みでございますが、財政調整基金56億2,909万円、公共事業整備基金59億866万円を見込んでおります。

続きまして、2点目の付け替えの関係ですが、第1号補正で専決をいたしました県補助事業の休業要請に応じた事業者への協力金交付事業でございます。以上です。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、キャッシュレス事業の内容について御答弁させていただきます。

まずシステム改修委託料につきましては、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税の収納システム、あと介護保険料の収納システム、後期高齢者医療の収納システムの計3つのシステムについて、スマートフォンアプリによる納付に対応するための改修委託費

用ということでございます。

それで、レジスター更新委託料につきましては、本庁舎の市民課、税務課及び3支所に設置してありますレジスターにスマートフォンアプリによる支払い種別を設定するものでございます。

続きまして、体育施設の備品でございますが、親水公園総合体育館トレーニングルームにあります券売機を、交通系、あと流通系の電子マネー対応の券売機に変更するものでございます。以上です。

#### ○社会福祉課長（田口貴敏君）

私のほうから、3款民生費に関して御答弁をさせていただきます。

生活困窮者自立支援事業委託料の利用の方法でございますが、生活困窮者自立支援の相談窓口において相談を受け、御本人の状況を確認し、生活の場が急遽必要で要件に合致した場合に申請をしていただき、協定を結んでいる施設に連絡を受け入れ、受入れを進めていきます。

続いて、システム改修委託料の内容に関して御答弁させていただきます。

令和3年度に障害福祉サービス等報酬改定が予定されており、その変更内容に当市の障害福祉システムを対応させるための改修であります。以上になります。

#### ○保険福祉部長（近藤幸敏君）

もう一点でございます。

システム改修の年金の関係でございますが、こちらにつきましては平成30年度、平成31年度及び令和2年度の税制改正大綱に基づきまして地方税法の一部を改正する法律等が交付されたことに伴う国民年金法施行令等の改正に対応するため、国民年金システムを改修するものでございます。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

児童扶養手当のシステム改修の内容でございますが、児童扶養手当法の一部改正に伴い、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法の見直しによるものでございます。

続きまして、施設型給付費でございますが、今年の5月12日に新たな公定価格が示されました。内容につきましては、施設区分や地域区分、定員区分、学齢区分によって変わってきますが、それぞれ増額しております。

人数につきましては、ゼロ歳児で5人、1歳児で32人、3歳児で6人の増となっております。

続きまして、永和保育園の指定管理料でございます。これにつきましては、1点目が先ほどの公定価格の改定によるもの、もう一点が低年齢児の増加によるものでございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

測量設計等委託の対象の場所ですけれども、県道あま・愛西線と市道12号線との交差部における市道の両側にある土地2筆において測量設計を行うものです。

歩行者が市道を横断する際の巻き込み防止など、安全性を十分に考慮した退避スペースを確保するため、必要となる面積を今回の測量設計等委託において求めるものでございます。

詳細な広さ、面積につきましては、今後算定していきます。

次に、購入時期ですけれども、今回、補正予算を御承認いただければ速やかに入札等を行い、委託業務を発注いたします。その後、令和3年3月をめどに具体的に算定した用地買収額及び物件補償額等を地権者へ提示していきます。

続きまして、調査算定の内容ですけれども、具体的には建物、工作物、あと営業が伴えばそれに関する経費ということでございます。

次に、不動産鑑定等委託の対象の場所ですけれども、測量設計委託と同様、県道あま・愛西線と市道12号線との交差部における市道隅切り用地となる市道の両側にある2筆となります。以上です。

#### ○健康子ども部長（小林徹男君）

市立幼稚園の授業料の関係でございますが、積算としまして補助上限額の2万5,700円の人数を350人の6か月で見込んで、そのうち県補助金として1,392万1,500円を計上しました。

しかし、補助上限額に達したのが30人のみで、上限額まで達していない方が多数のため、差額で108万5,475円の返還となっております。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

では、再質問します。

16ページの財源付け替えの事業で、1号補正のときの県の給付の休業要請に応じたものということですが、それは全額なのか、どのくらいの規模があってそれが幾らぐらいだったのか。そのうちの幾らぐらいを付け替えたのかを教えてください。

このとき、理美容についての休業補償もあったかと思うんですが、そういうのも含めてということ、以下確認です。

あと、新型コロナウイルス感染症の新しい生活様式のシステム改修ですが、市税4税と介護保険と後期高齢者等ということで、スマートフォンアプリというと限定されるのか、幾つか今スマートフォンアプリ、6種類ぐらいあると思うんですけど、そういった全てのアプリに使えるのか教えてください。

また、レジスターの更新も同じですね、一緒ですね。

あと、体育施設についての体育施設設備費については電子マネータイプにしたということなんですけれども、これはスマートフォンのものについては特にそういった取扱いがないからこういうのを選んだということでもいいのかお伺いします。

先ほども質問の中でありましたが、手数料ですけれども、もう一度確認ですが、3%、5%とありましたけれども、手数料についてもう一度それぞれスマートフォンアプリの市税を払った部分、レジスターでの部分、そして体育施設での電子マネーについての部分も、手数料についてもう一度再度教えてください。

続いては、18ページの生活困窮者自立支援事業委託料についてですが、窓口でということでしたので、窓口が開いているときだけということなのか、窓口が開いていない時間帯についてはどうするのか。大治町などでは、窓口が開いていなかったからといって置き去りにしたとい

う事件も発生しているので、窓口の時間帯以外の分についてはどうするのかということだけ、1点教えてください。

続いて、22ページの8款土木費、道路橋梁費の件ですが、ちょっと分からないのが、安全性を確保するためにということだったんで、これからその部分についての大きさを決めるというお話がありましたが、交差点から5メートルなのか10メートルなのかによって全然違いますし、10メートル、15メートルであれば建物にかかるのかなと思ってみたり、もともと今建物の補償費も含めて調査委託をされるということなので、そのことについては、もともとその地権者の方から建物はどうするんだという話があってこのテーブルにのってきたのか、もしかしたらそういう話があるかもしれないということでテーブルにのっているのか、そのことについてお伺い、2点ですね。広さと、広さをもう一度、広さのことを考えると、建物、また営業補償ということが考えられる可能性があるんですけども、そのことについては地権者のほうの要望なのか、市からこういう提案をしてこういうふうにしようと思っているんですけど提案をするのか。その内容についてお伺いをします。

あと、ちょっと答えがなかったのもあれですけど、不動産鑑定委託料についてですが、県が行ったときの鑑定の金額というのも分かるかと思うんですけども、それと比べて変わるだろうということでもう一度やり直す、また大きさが変わるだろうという可能性でもう一度やり直すということであると思いますけれども、県がやったときのこの不動産鑑定、1平米幾らかというのが分かればお伺いをします。

以上、よろしくお願ひします。

#### ○財政課長（人見英樹君）

私からは、事業者支援対策費での財源付け替えについて答弁申し上げます。

地方創生臨時交付金は、1号補正のときに1,130万2,000円、既に一部充当しておりました。

今回、予算上、こちらの事業費は約1億7,600万円ございます。そのうち、県の補助金が9,300万ありまして、残る一般財源に充当していますが、今回の充当で一般財源の残りとしましては3,501万8,000円でございます。

それから、理美容も含めての事業かということですが、理美容の休業要請協力金も含んでおります。以上です。

#### ○経営企画課長（堀田 毅君）

私のほうからは、まずスマートフォン決済アプリのアプリ決済会社のほうのお話をお答え、まずさせていただきます。

今のところ予定のほうをさせていただいております窓口の手数料でのキャッシュレスにつきましては、Bank Pay、LINE Pay、Pay Payの3つを予定しております。

次に、納税、納付のスマートフォン決済につきましては、現在のところPay B、LINE Pay、Pay Payの3つを予定しております。

また、券売機、体育施設のほうの券売機につきましては、先ほど御答弁のほうにありましたけれども、交通会社が発行するmanacaやPASMOといった交通系が9種類、スーパー



などの会社が発行するWAONなど流通系が5種類を予定しております。

それから、レジスターのほうですけれども、レジスターのほうにつきましては、現在のところ現金かスマートフォン決済かの種類を予定するような形となっておりますので、何種類というような形ではございません。

それから、体育施設の券売機が電子マネーかということによろしいかと思っておりますけれども、こちらのほう、券売機のほうが購入から16年経過しておりますので、更新の時期もありまして今回電子マネーの券売機のほうを導入させていただく予定としております。

それから、利用率の想定ですけれども、窓口手数料のキャッシュレス事業では全体の約3%、納税・納付のスマートフォン決済では5%程度を見込み、電子マネーの券売機では全体10%程度の利用を見込んでおります。以上です。

**○社会福祉課長（田口貴敏君）**

私からは、生活困窮者自立支援の休日・夜間の対応ということになるかと思いますが、その場合、緊急を要する場合は社会福祉課のほうで対応をいたします。以上です。

**○企業誘致課長（藤澤寿章君）**

建物の補償の件でございます。

もともと地権者から要望があったのか、市からの提案かという御質問でございますが、こちらについては市道12号線の隅切り整備ということで、市のほうから隅切りを設置するという提案をさせていただいて、影響がある調査算定をさせていただくという提案をさせていただいております。

それから、不動産鑑定でございます。

先ほど、今回、不動産鑑定を行うことで過去との不動産鑑定額を教えてくださいという内容でございますが、こちらについてもまだ地権者と交渉中でございまして、鑑定額についても地権者の財産に抵触するということでございますので、今回のこの場での御返答は差し控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○18番（河合克平君）**

議長、答弁が……。

**○議長（島田 浩君）**

もう終わった。

**○18番（河合克平君）**

答弁が違っているのをお願いします。

いや、分からないなら分からないでいいんですけど、僕は利用者じゃなくて手数料を聞いたんですが。

手数料なので、利用率じゃなくて手数料を教えてください、それぞれ。お願いします。

**○経営企画課長（堀田 毅君）**

大変失礼しました。

手数料率でよろしいですね。

スマートフォン決済につきましては各社分かれておりますけれども、今のところ1%から2.5%程度を予定しております。

納税・納付につきましては、基本的にはコンビニ納付と同じ金額の手数料58円の消費税を上乗せという形で今のところ予定のほうをしております。

電子マネー券売機につきましては、電子マネー券売機は利用金額の数%、ちょっとこちらのほうについてはごめんなさい、詳細な資料がございませんが、その部分が手数料としてかかる予定という形になります。以上です。

#### ○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○16番（加藤敏彦君）

議案第69号：令和2年度愛西市一般会計補正予算（第8号）についてですけれども、12ページ、2款1項4目12節の委託料、ふるさと応援寄附金支援委託料については、この間の説明で検索サイトを1つから3つに増やしたと、また返礼品の見直しの中で増額しているということが理解できました。

次、16ページ、2款9項7目18節、補助金の農作業省力設備緊急整備についてですが、この間、答弁で大分明らかになりましたけれども、一つ県の補助率とか上限額があれば答弁いただきたい。

それから、先ほど課長のほうから具体的に事業内容を紹介されましたけど、もう一度丁寧に紹介いただきたいと思います。

次に、2款9項9目12節委託料の公開型地理情報システムですけれども、この稼働の予定はいつ頃になるかについてお尋ねいたします。

それから、18ページ、3款1項1目17節備品購入費で、多言語音声通訳機についてはポケットを検討しているということですが、これはどこの課が管理して、また他の課も管理、使用することが可能かどうかについてお尋ねいたします。

それから、同じく18ページ、3款1項2目12節の委託料ですが、配食サービス委託料が増えておりますが、その理由について。また、対象世帯人数の変化についてお尋ねをいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

県の補助率ですけれども、3分の1以内ということです。

続きまして、この事業内容ですけれども、農作業の自動化、効率化のための機械設備を導入した農業者を対象とした愛知県の独自の事業ということで、具体的には農作業の自動化を図る取組でブレンド散布機、管理機、水掘りポンプ、ラジコン草刈り機等となっております。

あと、次に公開型情報システムの関係ですけれども、本委託料は都市計画、農地、道路、水路、下水道に関わる情報についてインターネットを通じて提供できる環境を整える事業を実施するものとなります。

利用時期につきましては、令和3年4月より、パソコン、スマートフォンなどの通信機器を活用し、都市計画等に関わる情報について確認いただけるようになることを予定しております。

以上です。

○社会福祉課長（田口貴敏君）

私のほうから、多言語音声通訳機の管理、それから活用の方法に関して御答弁させていただきます。

まず、購入するのは社会福祉課のほうで購入をさせていただきますが、当然、他課で必要があれば共用をして使っていく予定をしております。以上です。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

私のほうから、次の配食サービスの委託料の件でお答えさせていただきます。

配食サービスの食数の増加理由といたしましては、昨年度から配食業者が2社から4社に増えたことが考えられます。

4月から11月までの新規の申請者数については、合計130名となっております。以上でございます。

○16番（加藤敏彦君）

配食サービスについて再質問いたします。

まず業者が増えて利用が増えているということですが、130名はその全体の数としてどのぐらい増えているのか。増えた数なのか合計の数なのか、増えた数ね。全体との比較を紹介いただきたいと思います。

あと、繰り返しになるんですけども、祝日や日曜日の利用ができないかという点について。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

今の新規者数の、元の数はちょっとごめんなさい、手持ちにございませんので、お願いいたします。

それから、利用者の関係の曜日につきましては、現状については考えておりません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、職員入替えのため暫時休憩といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第70号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第12・議案第70号：令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

18番・河合克平議員、どうぞ。

河合議員。

○18番（河合克平君）

議案第70号の令和2年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算について質問をいたしますが、9ページの6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金の過年度精算金についてですが、この過年度還付金についてはなぜ発生するのかというそもそもの理屈をまず1点聞くのと、あと還付金が何件、何人であったのか、大体平均の還付金は幾らぐらいなのか、またそれに付随する還付加算金については大体幾らぐらいなのか、その内容についてお伺いします。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

過年度還付金の関係でございますが、まず理由としては主に国民健康保険の資格喪失手続を遡って行ったために発生するものでございます。

次に、件数等、1人当たりの平均還付金額等でございますが、11月末現在で総計128件、平均約2万7,000円でございます。

また、還付加算金につきましては、同月末現在で総計5件で平均約2,700円でございます。以上でございます。

○18番（河合克平君）

あくまでも住民の方が忘れていたということであったり、遅くなってしまっているということがありますが、これはやっぱりコロナウイルス関係に関わる、できるだけ行きたくないというのがあってこのような状況で今年は特に多かったのか、例年どおりこういう状況なのかだけ教えてください。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

特にコロナの影響ということではございません。以上でございます。

○保険年金課長（後藤真治君）

今回、1件と申しますか、5年ほど遡って社保に入られた方もございまして、その方が、特に大きい方がございました。その他については自然増といいますか、たまたま多かったものと考えております。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第71号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・議案第71号：令和2年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第72号（質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第14・議案第72号：令和2年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、7番・原裕司議員、どうぞ。

原議員。

○7番（原 裕司君）

それでは、議案第72号：令和2年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

10ページ、11ページ、1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、18節、負担金の簡易陰圧装置整備支援事業について伺いたいと思います。

県費補助ということで整備されていますが、この簡易陰圧装置設備の整備内容と施設名のほうをお願いしたいと思います。

それと、コロナ感染拡大防止事業として、介護保険施設等への整備の補助金が行われたわけですが、この備品と工事費も入っているかと思しますので、この内訳のほうをお願いしたいと思います。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

今回の整備の関係のその内容と施設名でございます。

介護施設等において感染が疑われる方が発生した場合に、感染対象のリスクを低減するためにウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室として陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに、簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助をしますのでございます。入所者、利用者の方の安心・安全のための整備となります。

また、事業を実施する施設といたしましては、ナーシングホーム寿々愛西と、シルバーマンションキリン愛西でございます。

続きまして、設備の費用の関係でございますが、対象経費は簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費と工事費となりまして、ナーシングホーム寿々愛西が1台143万円、シルバーマンションキリン愛西が2台分175万円でございます。以上でございます。

○7番（原 裕司君）

工事費の関係が漏れておりますが、工事費ですね。

備品、物とダクトをつける工事費の内訳を知りたいので。

○保険年金課長（後藤真治君）

失礼しました。

まずナーシングホームのほうでございますが、設置費を含む備品関係で約90万円、あと工事関係で53万円となります。キリン愛西のほうにつきましては、備品が139万6,000円、工事関係が35万4,000円となっております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

原議員、いいですか。

○7番（原 裕司君）

いいですよ、はい。

○議長（島田 浩君）

次に、14番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○14番（山岡幹雄君）

原議員と同じですので、割愛させていただきます。

○議長（島田 浩君）

次に、16番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○16番（加藤敏彦君）

議案第72号：令和2年度愛西市介護保険特別会計補正予算で、今、原議員の答弁で大分尽くされておりますけれども、補助の割合について1点お尋ねしたいと思います。

○保険福祉部長（近藤幸敏君）

補助率につきましては、100%現金補助でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結します。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・委員会付託について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第15・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第59号から議案第72号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月24日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時40分 散会

